

# 三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド （毎月決算型）

追加型投信 / 海外 / 債券



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象地域	投資 形態	為替 ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・ オブ・ファンズ	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類および属性区分の内容の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードいただけます。

本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されております。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき受益者の意向を確認いたします。

ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年9月9日に関東財務局長に提出しており、2014年9月10日にその効力が生じております。

## 委託会社: 三菱UFJ投信株式会社

(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第404号

設立年月日: 1985年8月1日

資本金: 20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額: 8兆4,435億円

(資本金・運用純資産総額は2014年6月30日現在)

## 受託会社: 三菱UFJ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

## 販売会社: 下記照会先でご確認ください。

(購入・換金の取扱い等を行います。)

### <照会先>

ホームページアドレス

<http://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034

(受付時間: 営業日の午前9時～午後5時)



三菱UFJ投信

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

新興国の現地通貨建ての国債および国際機関債等を実質的な主要投資対象とし、厳選した10カ国に分散投資を行うことにより、高い利子収入の獲得と中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色

**1** 高い利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして、主に新興国の現地通貨建ての国債および国際機関債等に投資を行います。

ファンドにおいて国債および国際機関債等とは、国債、複数国が協調して設立した国際的な組織が発行する債券、および投資対象国の政府系機関が発行する債券のうち投資対象国の政府が保証を行うか政府出資比率が100%の企業が発行する債券、等を指します。



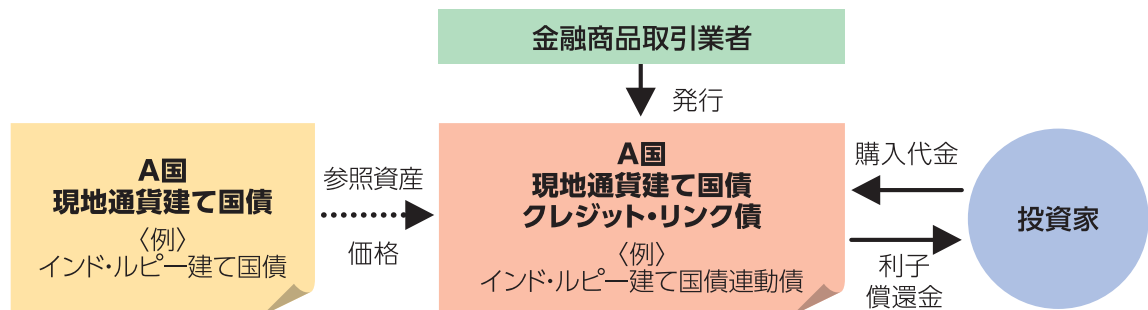
### 新興国とは

ファンドにおける「新興国」とは、原則として世界銀行分類の高所得国を除く国を指します。

### 投資対象について

投資対象国の規制等により、現地通貨建ての国債等への直接投資が難しい場合、ほぼ同等の投資成果が見込まれるクレジット・リンク債に投資することがあります。

<イメージ図>



- 投資するクレジット・リンク債は、通常、取得コスト等の理由から格付けを取得しません。
- 投資判断に当たっては、投資成果が連動する債券の格付けおよび取得時の発行体(金融商品取引業者)の格付けも参考にします。

例えば、金融商品取引業者に、ある現地通貨建て新興国債にパフォーマンスが連動する新たな債券(=クレジット・リンク債)を発行してもらいます。当該クレジット・リンク債は、現地通貨建て新興国債券のリスクを内包しており、その価格は為替や金利の変動に伴う参照資産のリターンの変動に連動します。なお、発行体の金融商品取引業者の信用リスクが大きく変動した場合も当該クレジット・リンク債の価格はその影響を受けます。

**■** 金融商品取引業者とは、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者(外国の法令に準拠し、外国において同種の業務を行う法人等を含む)をいいます。

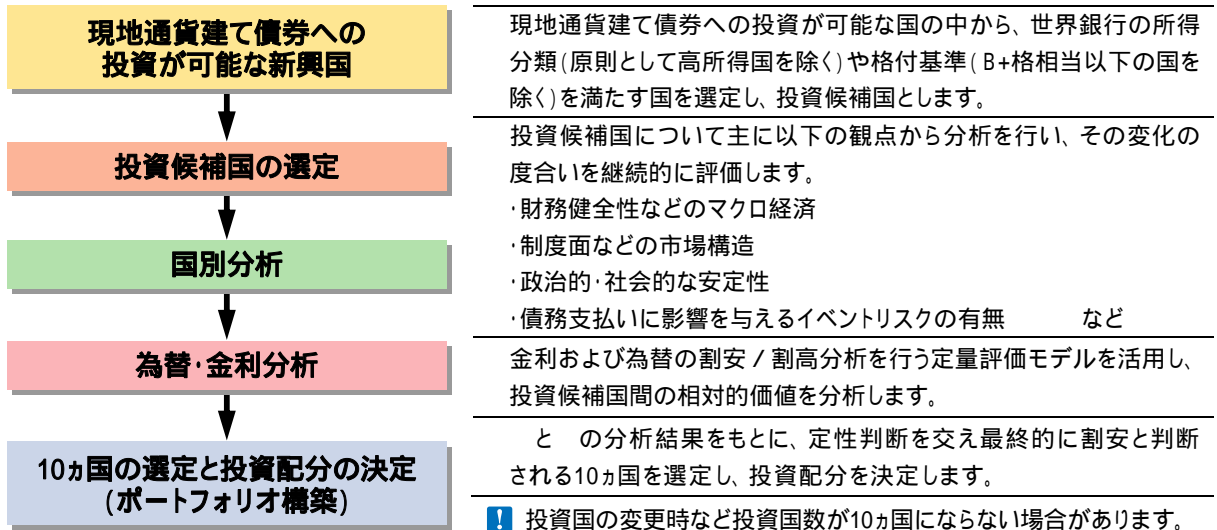
**!** 参照資産が新興国の債券指数となる場合もあります。

## 2 投資適格の信用力(BBB-格相当以上)を持つ債券を中心に、厳選した10カ国に分散投資を行い、ファンド全体のリスク低減を図ります。

新興国の現地通貨建て債券への実質的な投資は、「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建て債券ファンド F (適格機関投資家専用)」を通じて行います。

❗ 格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ(S & P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、フィッチ・レーティングスのうち最も高い格付けを適用します。

### 厳選した10カ国に分散投資を行うポートフォリオ構築の流れ



10カ国に分散投資を行うため、新興国の現地通貨建て債券市場全体に幅広く投資した場合に比べて、リスクは高くなる傾向がありますが、以下のような運用を行い、ファンド全体のリスク低減を図ります。

1カ国への投資比率は、純資産総額の15%以内を目安とします。

取得時において、BB+格相当以下の格付けを有する債券への投資は、純資産総額の20%以内とし、B+格相当以下の債券への投資は行いません。

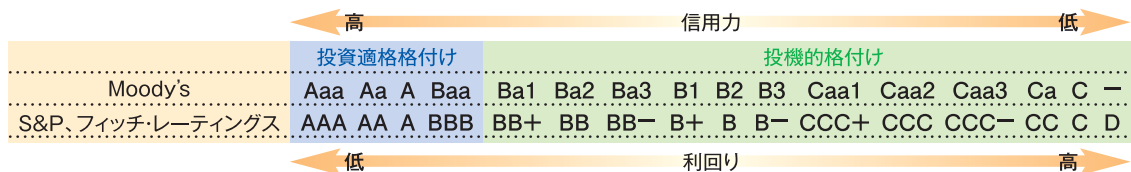
投資国で非常事態が発生した場合は、純資産総額の20%程度を上限に先進国の国債へ投資する場合があります。

外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。

### ❑ 格付け(長期信用格付け)とは

債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。

これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

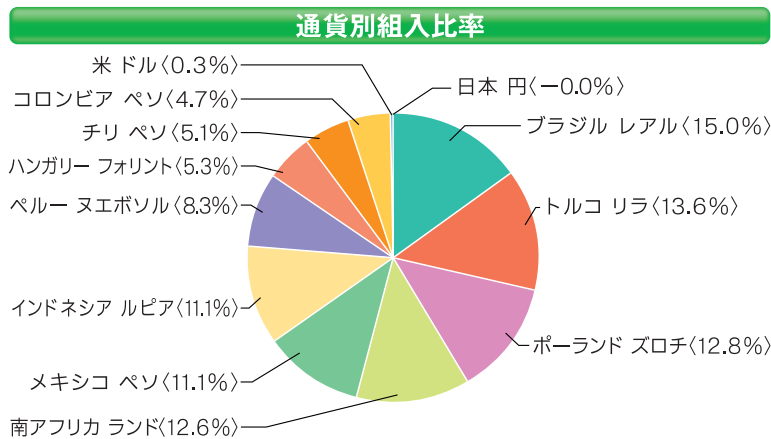


Moody'sでのAaからBaaまでの格付けには「1, 2, 3」、また、S & Pとフィッチ・レーティングスでのAAからBBBまでの格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。

上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。



## ファンドが投資する「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)」の運用状況(2014年6月10日現在)



比率は実質的な投資通貨で分類した純資産総額に対する割合です。クレジット・リンク債の比率は、連動する現地通貨建て新興国債券の現地通貨で分類しています。比率には、債券評価額、未収利息の他に、未受渡取引・各種費用による未収金・未払金などが考慮されております。日本円にはコールローン等、その他が含まれ、マイナスの値が表示されることがあります。

### 債券の格付け分布

格付け	比率	銘柄数
AAA格	0.00%	0
AA格	5.14%	1
A格	44.87%	5
BBB格	49.71%	6
BB格	0.00%	0
B格以下	0.00%	0
無格付け	0.00%	0

比率は純資産総額に対する割合です。格付けは、S&P、Moody's、フィッチ・レーティングスのうち、最も高い格付けを採用しています。格付けを取得していない場合は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクによる独自の格付けを採用しています。

- ❗ 四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならないことがあります。
- ❗ 上記グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。



### 3 原則として、為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、投資対象ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。為替ヘッジを行った場合、そのコストとして日本と投資対象通貨国の金利差相当分を負担することになります。

### 4 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのノウハウを活用します。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社が運用を行う「モルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)」が投資するマザーファンドの運用に関する権限は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに再委託されます。

#### モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社について

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの主要拠点として1987年に設立されました。日本では、公的年金をはじめ、企業年金、金融機関などの機関投資家から資産運用業務を受託しているほか、金融機関などを通じて、投資信託を個人のお客さまにお届けしています。

#### モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントについて

モルガン・スタンレーは、米国を本拠地として、投資銀行、証券、資産運用、ウェルス・マネジメント事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業です。世界各国のオフィスを通じて、法人、政府、機関投資家、個人に質の高い金融商品およびサービスを提供しています。モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントは、モルガン・スタンレーの資産運用部門として1975年に設立され、株式、債券等の伝統的資産のほか、オルタナティブを含む様々な運用戦略を提供しています。同社が提供する新興国債券運用は、1993年に運用を開始し、安定した運用チームと長期におよぶ運用実績を誇ります。

### 5 毎月の安定分配をめざします。

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、配当等収益等を中心に経費等を勘案して、分配を行います。

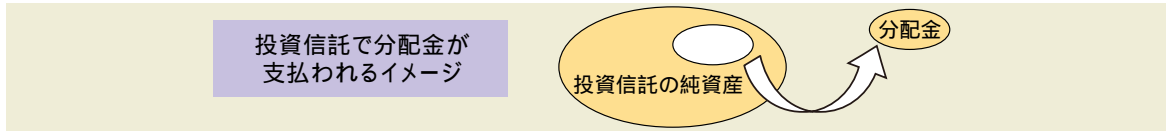
6月と12月の決算時には、上記の分配に加え、基準価額水準を考慮して委託会社が決定する額を付加して分配(ボーナス分配)する場合があります。

ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 配当等収益等は、経費等控除後の配当等収益のほか、収益調整金および分配準備積立金の一部を含みます。
- ボーナス分配とは、特定月の決算時に売買益等がある場合に、毎月の配当等収益等から行う安定分配に上乘せして行う分配です。なお、売買益がある場合でもボーナス分配を行わない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



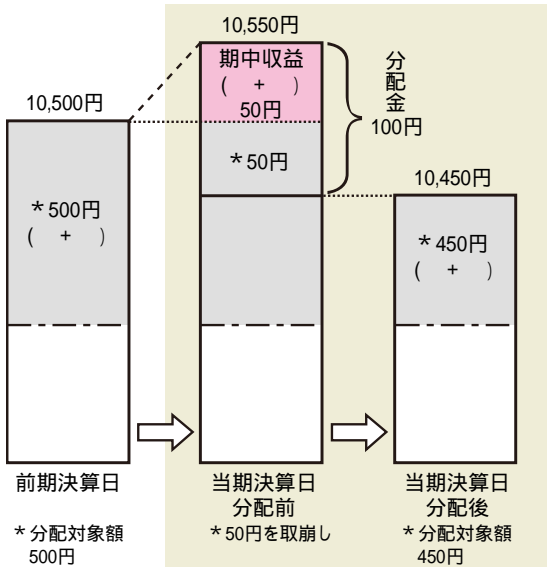
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに分配準備積立金および収益調整金です。

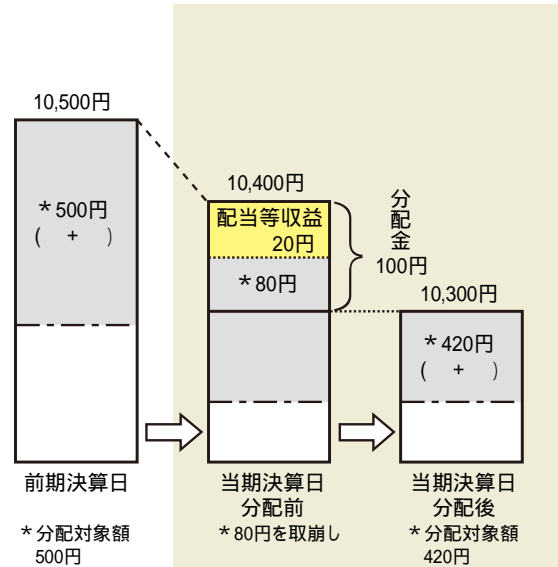
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

#### (前期決算日から基準価額が上昇した場合)



#### (前期決算日から基準価額が下落した場合)



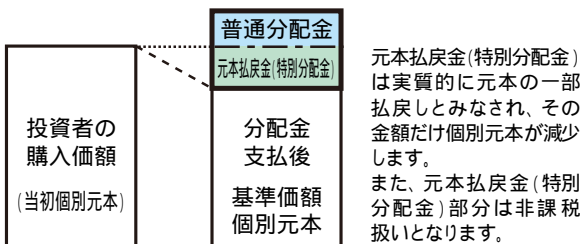
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

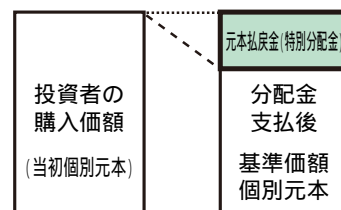
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### (分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



#### (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



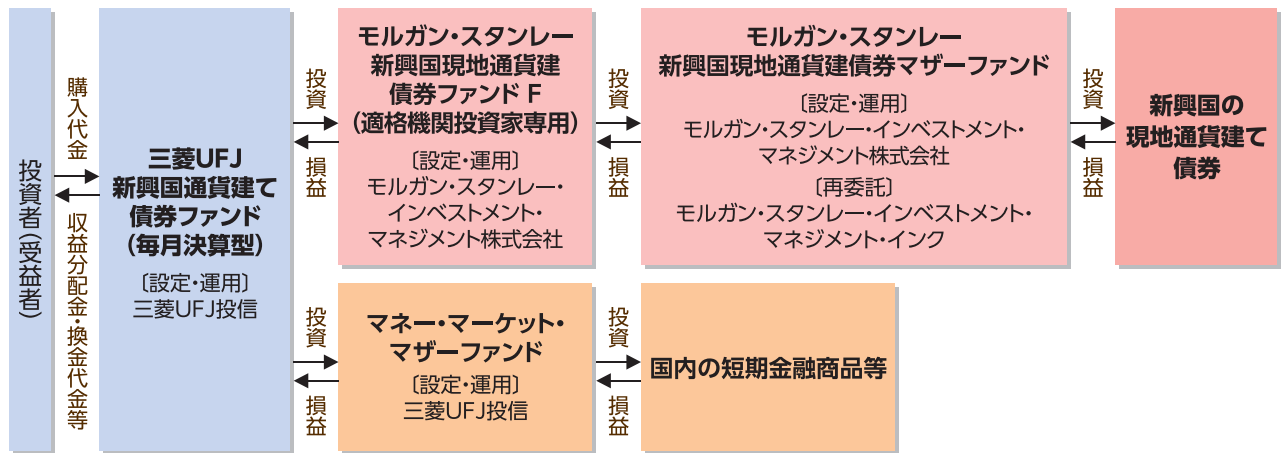
普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



! ファンドの商品性が維持できないと判断した場合には、上記の投資対象ファンドを変更する場合があります。

## 主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

## 投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)
設定日	2007年8月15日
信託期間	無期限
基本方針	主として新興国の現地通貨建債券に投資し、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券マザーファンド受益証券(マザーファンド受益証券)を主要投資対象とします。ただし、直接債券等に投資する場合があります。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の現地通貨建の国債および国際機関債等に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得をめざします。 実質外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。 市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	主として新興国の現地通貨建の国債および国際機関債等(以下、「国債等」といいます。)に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長をめざします。 国別のファンダメンタルズ分析を行い、債券および通貨のバリュエーション分析等に基づいて国および銘柄を選定するアクティブ運用を行います。投資先の新興国は10カ国とすることを基本とします。ただし、投資国の変更時などにおいて、10カ国とならない場合があります。 国債等のほか、新興国の発行体の債券の価値や指数の収益率を反映する債券などその他の債券に投資することがあります。 投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。ただし、新興国債券の市場構造等が変化した場合、以下と異なる場合があります。 ・ 1カ国への投資比率は、投資信託財産の純資産総額の15%以内を目安とします。 ・ 取得時において、BB+ (スタンダード・アンド・プアーズ)、Ba1 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス) またはBB+ (フィッチ・レーティングス) 以下の格付けを有する債券への投資は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 取得時において、B格(B+相当の格付けを含みます。)以下の格付けを有する債券への投資は行いません。 ・ 上記において、個々の債券の銘柄が各格付け会社から異なる格付けを得ている場合は、いずれか高い格付けを適用します。また、上記のいずれの格付け会社からも格付けを付与されていない債券に投資する場合、当該債券の格付けは、委託会社がスタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ・インベスターズ・サービスまたはフィッチ・レーティングスの格付けに相当すると判断したものを適用します。 投資国において、政治・経済情勢や投資環境等の急変、市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が起きた場合、投資信託財産の純資産総額の20%程度まで先進国の国債に投資する場合があります。 外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。なお、市況動向、投資環境等に応じて、投資を行う債券の建値の通貨売り、他の外貨買いの為替取引を行うことがあります。 市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限 (信託約款上)	マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 株式への実質投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証券、新株引受権証券または新株予約権証券の権利行使により取得した株券、および社債権者割または株主割当により取得した株券ならびに優先株券に限りません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
ファンドの関係法人	委託会社:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.8856%(税抜 年0.82%)
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	基準価額の0.1%



ファンド名	マネー・マーケット・マザーファンド
設定日	2005年3月4日
信託期間	無期限
基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債等を主要投資対象とします。
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限 (信託約款上)	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
ファンドの関係法人	委託会社:三菱UFJ投信株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 市場リスク



(価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

(為替変動リスク)

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

### 信用リスク



組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

### 流動性リスク



有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

### カントリーリスク



新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

## その他の留意点

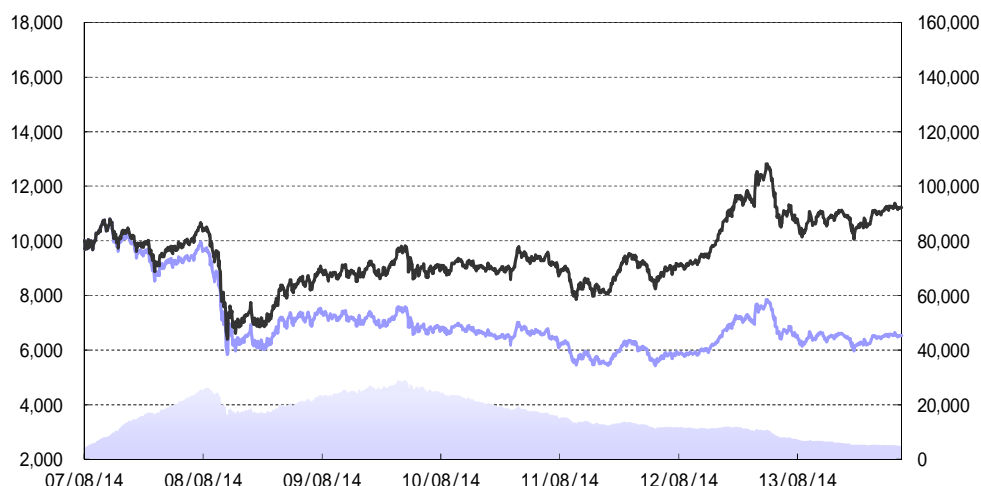
- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移(設定日～2014年6月30日)



■ 純資産総額(百万円) [右目盛] ■ 基準価額 [左目盛] ■ 基準価額(分配金再投資) [左目盛]

- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものと計算

## 分配の推移

2014年 6月	25円
2014年 5月	25円
2014年 4月	25円
2014年 3月	25円
2014年 2月	25円
2014年 1月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	3,830円

・分配金は1万口当たり、税引前

## 主要な資産の状況(2014年6月30日現在)

	組入上位銘柄	国・地域	クーポン	償還日	比率
1	NOTA DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	10.000%	2017/01/01	14.1%
2	TURKEY GOVERNMENT BOND	トルコ	10.500%	2020/01/15	13.2%
3	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	7.250%	2020/01/15	12.1%
4	DEUTSCHE BANK AG LONDON	インドネシア	11.500%	2019/09/23	11.4%
5	MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	7.500%	2027/06/03	10.9%
6	PERU BONO SOBERANO	ペルー	8.600%	2017/08/12	8.6%
7	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	5.500%	2019/10/25	7.7%
8	REPUBLIC OF CHILE	チリ	5.500%	2020/08/05	5.3%
9	HUNGARY GOVERNMENT BOND	ハンガリー	6.750%	2017/02/24	4.9%
10	REPUBLIC OF COLOMBIA	コロンビア	4.375%	2023/03/21	4.9%

- ・ファンドの主要投資対象である「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F(適格機関投資家専用)」のマザーファンドである「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券マザーファンド」の資産の状況、現地約定ベース
- ・クレジットリンク債は、連動する現地通貨建て新興国国債の国・地域
- ・比率は当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

## 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2007年は設定日から年末までの、2014年は6月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購 入	購 入 単 位	販売会社が定める単位 ➢ 販売会社にご確認ください。
	購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購 入 代 金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
換 金	換 金 単 位	販売会社が定める単位 ➢ 販売会社にご確認ください。
	換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額
	換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
申 込 制 限 等	申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。
	購 入 の 申 込 期 間	2014年9月10日から2015年9月9日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
	申 込 不 可 日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日は、購入・換金のお申込みができません。
	換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信 託 期 間	信 託 期 間	2022年6月10日まで（2007年8月14日設定）
	繰 上 償 還	以下の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 分 配	決 算 日	毎月10日（休業日の場合は翌営業日）
	収 益 分 配	毎月の決算時に分配を行います。 ※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
そ の 他	信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
	公 告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ（ <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> ）に掲載します。
	運 用 報 告 書	6ヵ月毎（6・12月の決算後）および償還後に運用報告書（2014年12月以降は交付運用報告書）が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課 税 関 係	課税上、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度・配当控除は適用されません。



## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時		
購入時手数料	購入価額×2.7%(税抜2.5%)(上限) ➢ 販売会社にご確認ください。	
換金時		
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.1%	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
保有期間中		
運用管理費用 (信託報酬)	当該ファンド	純資産総額×年0.9504%(税抜年0.88%) 配分(委託会社)年0.2592% (販売会社)年0.648% (受託会社)年0.0432%
	投資対象とする 投資信託証券	年0.8856%(税込)
	実質的な負担	<u>年1.836%(税込)</u> ※投資対象とする投資信託証券における料率を含めた実質的な料率(上限値)を算出したものです。
その他の費用・ 手数料	売買委託手数料等、監査費用、投資対象とする投資信託証券の売却に伴う信託財産留保額等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	

- ※ 運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度信託財産から支払われます。
- ※ 購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限ります。)には消費税等相当額が含まれます。
- ※ 投資者にご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※ 上記は2014年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※ 法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(余白)

(余白)



三菱UFJ投信オフィシャルサイト  
<http://www.am.mufg.jp/>



三菱UFJ投信より  
基準価額・分配金をメール配信  
<http://k.m-muam.jp/a/1/3>



\*メール配信は設定日より開始します。  
\*メール配信対象外ファンドもあります。



# 三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド (毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書（請求目論見書）2014.9.10



※ 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

当ファンドの受益権の価額は、公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。

投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。

当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

## 目次

第一部 証券情報	申込手数料、申込単位 など	1
第二部 ファンド情報		
第1 ファンドの状況		3
1 ファンドの性格	目的、沿革、仕組み など	
2 投資方針	投資方針、投資対象、分配方針 など	
3 投資リスク	リスク、管理体制 など	
4 手数料等及び税金	手数料等、税金 など	
5 運用状況	投資状況、運用実績、設定・解約の実績 など	
第2 管理及び運営		32
1 申込（販売）手続等	申込単位、申込価額、申込手数料 など	
2 換金（解約）手続等	解約単位、解約価額 など	
3 資産管理等の概要	資産の評価、信託期間、計算期間 など	
4 受益者の権利等	受益者の権利 など	
第3 ファンドの経理状況	ファンドの財務諸表、現況 など	37
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	名義書換、受益権の譲渡 など	65
第三部 委託会社等の情報		
第1 委託会社等の概況	委託会社の概況、財務諸表 など	66
信託約款		

三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年9月9日に関東財務局長に提出しており、2014年9月10日にその効力が生じております。

発行者名	三菱UFJ 投信株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 金上 孝
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)(「ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(略称:新興国債)

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

(注)基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下、同じ。

### (5) 【申込手数料】

申込価額(発行価格)×2.7%(税抜2.5%)を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

申込みには分配金受取りコース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額(「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

### (6) 【申込単位】

申込単位は販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については1口単位とします。

( 7 ) 【申込期間】

平成26年9月10日から平成27年9月9日までです。

(注)上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

( 8 ) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間: 毎営業日の9:00~17:00)

( 9 ) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(12) 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MRF	特殊型 ( )
	内外	その他資産 ( )	ETF	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ( )	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX その他 ( )	条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ( )
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))						
資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
---------	-----	--

	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。

	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## [ ファンドの目的・特色 ]

### ファンドの目的

新興国の現地通貨建ての国債および国際機関債等を実質的な主要投資対象とし、厳選した10カ国に分散投資を行うことにより、高い利子収入の獲得と中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

### ファンドの特色

#### 1 高い利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして、主に新興国の現地通貨建ての国債および国際機関債等に投資を行います。

- ファンドにおいて国債および国際機関債等とは、国債、複数国が協調して設立した国際的な組織が発行する債券、および投資対象国の政府系機関が発行する債券のうち投資対象国の政府が保証を行うか政府出資比率が100%の企業が発行する債券、等を指します。

#### 新興国とは

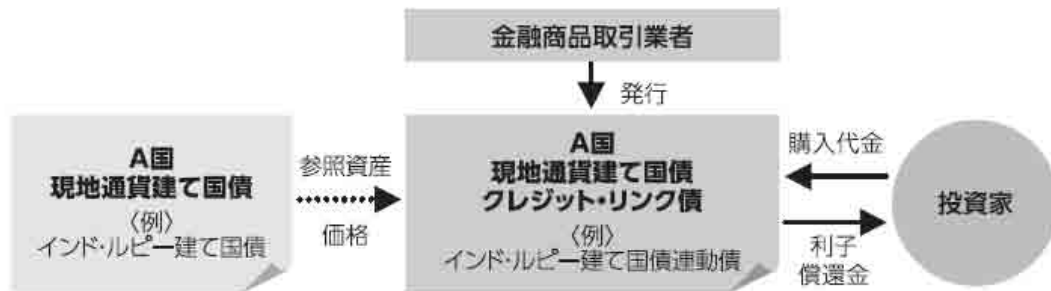
ファンドにおける「新興国」とは、原則として世界銀行分類の高所得国を除く国を指します。



## 投資対象について

投資対象国の規制等により、現地通貨建ての国債等への直接投資が難しい場合、ほぼ同等の投資成果が見込まれるクレジット・リンク債に投資することがあります。

<イメージ図>



- 投資するクレジット・リンク債は、通常、取得コスト等の理由から格付けを取得しません。
- 投資判断に当たっては、投資成果が連動する債券の格付けおよび取得時の発行体(金融商品取引業者)の格付けも参考にします。

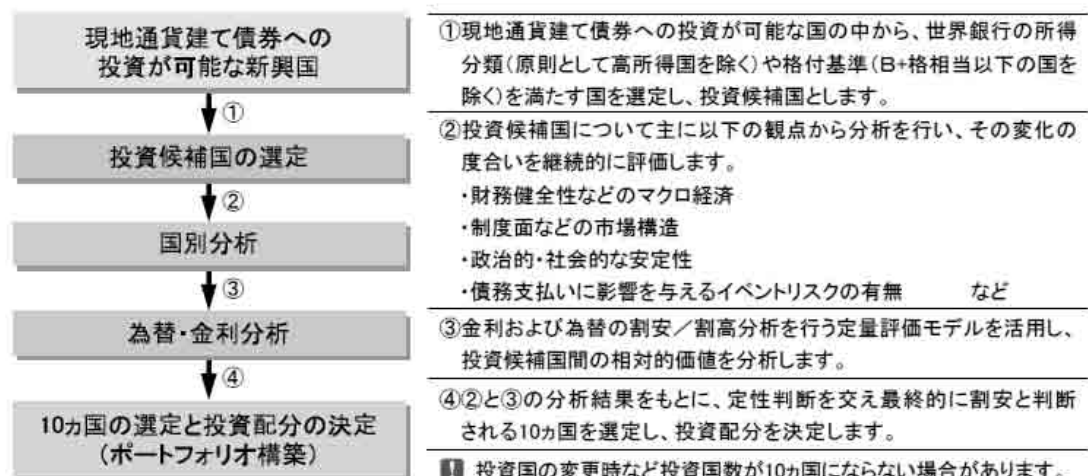
例えば、金融商品取引業者に、ある現地通貨建て新興国国債にパフォーマンスが連動する新たな債券(＝クレジット・リンク債)を発行してもらいます。当該クレジット・リンク債は、現地通貨建て新興国債券のリスクを内包しており、その価格は為替や金利の変動に伴う参照資産のリターンに連動します。なお、発行体の金融商品取引業者の信用リスクが大きく変動した場合も当該クレジット・リンク債の価格はその影響を受けます。

- ❑ 金融商品取引業者とは、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者(外国の法令に準拠し、外国において同種の業務を行う法人等を含む)をいいます。
- ❗ 参照資産が新興国の債券指数となる場合もあります。

## 2 投資適格の信用力(BBB-格相当以上)を持つ債券を中心に、厳選した10カ国に分散投資を行い、ファンド全体のリスク低減を図ります。

- 新興国の現地通貨建て債券への実質的な投資は、「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建て債券ファンド F (適格機関投資家専用)」を通じて行います。
- ❗ 格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、フィッチ・レーティングスのうち最も高い格付けを適用します。

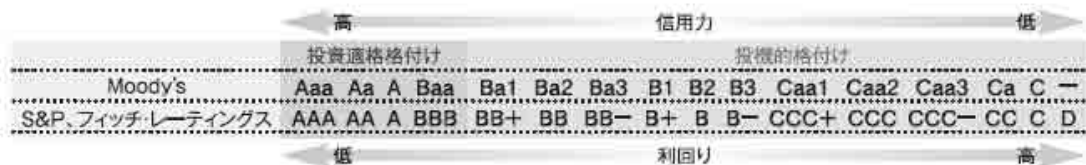
### 厳選した10カ国に分散投資を行うポートフォリオ構築の流れ



- 10カ国に分散投資を行うため、新興国の現地通貨建て債券市場全体に幅広く投資した場合に比べて、リスクは高くなる傾向がありますが、以下のような運用を行い、ファンド全体のリスク低減を図ります。
  - ◆ 1カ国への投資比率は、純資産総額の15%以内を目安とします。
  - ◆ 取得時において、BB+格相当以下の格付けを有する債券への投資は、純資産総額の20%以内とし、B+格相当以下の債券への投資は行いません。
  - ◆ 投資国で非常事態が発生した場合は、純資産総額の20%程度を上限に先進国の国債へ投資する場合があります。
  - ◆ 外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。

□ 格付け(長期信用格付け)とは

債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

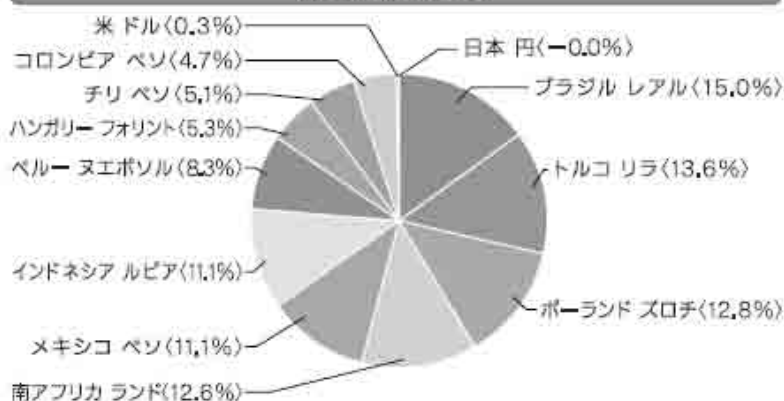


Moody'sでのAaからBaaまでの格付けには「1, 2, 3」、また、S&Pとフィッチ・レーティングスでのAAからBBBまでの格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。



ファンドが投資する「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)」の運用状況(2014年6月10日現在)

通貨別組入比率



比率は実質的な投資通貨で分類した純資産総額に対する割合です。クレジット・リンク債の比率は、連動する現地通貨建て新興国債券の現地通貨で分類しています。比率には、債券評価額、未収利息の他に、未受渡取引・各種費用による未収金・未払金などが考慮されております。日本円にはコールローン等、その他が含まれ、マイナスの値が表示されることがあります。

債券の格付け分布

格付け	比率	銘柄数
AAA格	0.00%	0
AA格	5.14%	1
A格	44.87%	5
BBB格	49.71%	6
BB格	0.00%	0
B格以下	0.00%	0
無格付け	0.00%	0

比率は純資産総額に対する割合です。格付けは、S&P、Moody's、フィッチ・レーティングスのうち、最も高い格付けを採用しています。格付けを取得していない場合は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクによる独自の格付けを採用しています。

- ❶ 四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならないことがあります。
- ❷ 上記グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

3 原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、投資対象ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。為替ヘッジを行った場合、そのコストとして日本と投資対象通貨国の金利差相当分を負担することになります。

4 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのノウハウを活用します。

- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社が運用を行う「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)」が投資するマザーファンドの運用に関する権限は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに再委託されます。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社について

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの主要拠点として1987年に設立されました。日本では、公的年金をはじめ、企業年金、金融機関などの機関投資家から資産運用業務を受託しているほか、金融機関などを通じて、投資信託を個人のお客さまにお届けしています。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントについて

モルガン・スタンレーは、米国を本拠地として、投資銀行、証券、資産運用、ウェルス・マネジメント事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業です。世界各国のオフィスを通じて、法人、政府、機関投資家、個人に質の高い金融商品およびサービスを提供しています。モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントは、モルガン・スタンレーの資産運用部門として1975年に設立され、株式、債券等の伝統的資産のほか、オルタナティブを含む様々な運用戦略を提供しています。同社が提供する新興国債券運用は、1993年に運用を開始し、安定した運用チームと長期におよぶ運用実績を誇ります。

## 5 毎月の安定分配をめざします。

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、配当等収益等を中心に経費等を勘案して、分配を行います。
- 6月と12月の決算時には、上記の分配に加え、基準価額水準を考慮して委託会社が決定する額を付加して分配(ボーナス分配)する場合があります。  
ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 配当等収益等は、経費等控除後の配当等収益のほか、収益調整金および分配準備積立金の一部を含みます。
- ボーナス分配とは、特定月の決算時に売買益等がある場合に、毎月の配当等収益等から行う安定分配に上乗せして行う分配です。なお、売買益がある場合でもボーナス分配を行わない場合があります。

### 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

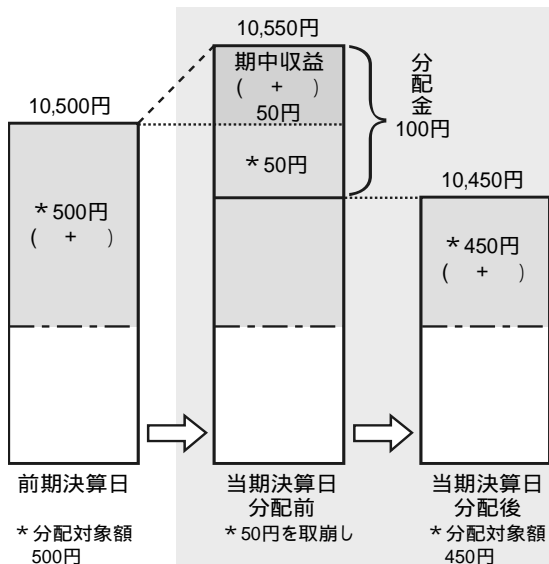
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに分配準備積立金および収益調整金です。

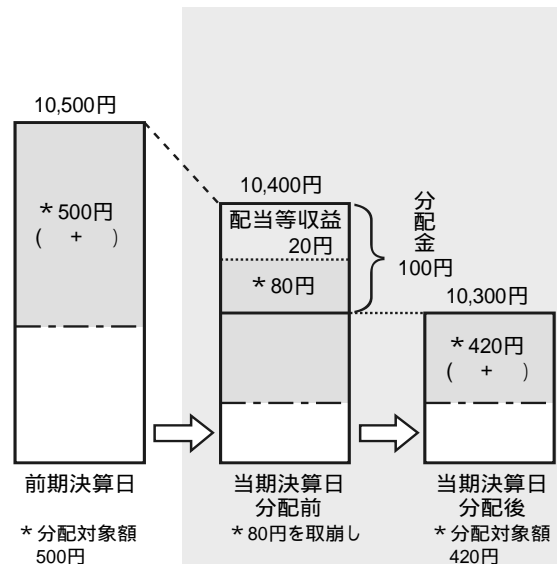
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

#### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

##### (前期決算日から基準価額が上昇した場合)



##### (前期決算日から基準価額が下落した場合)



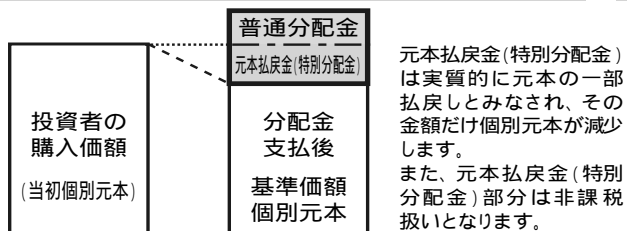
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

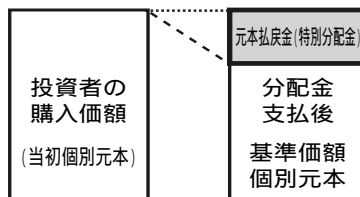
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

**(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)**



**(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)**



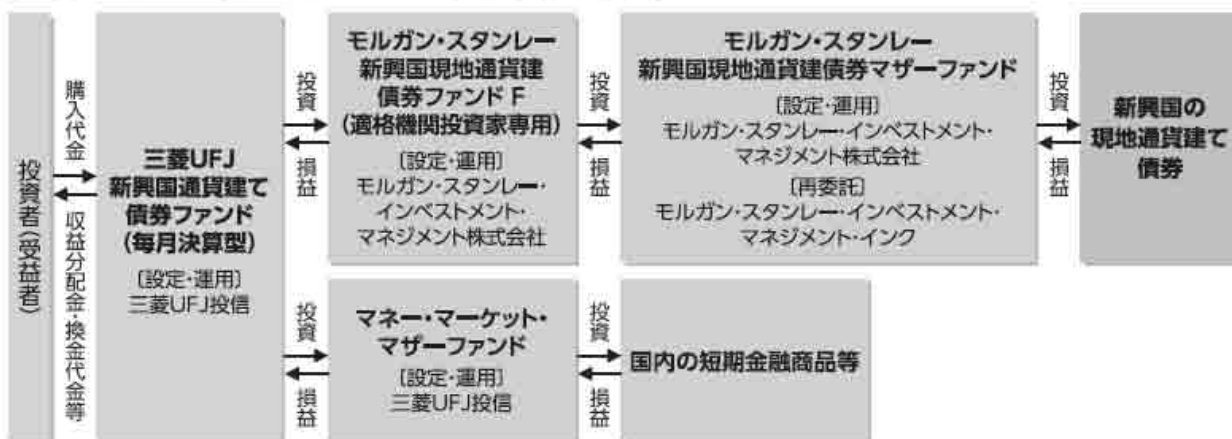
普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

**ファンドの仕組み**

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



1 ファンドの商品性が維持できないと判断した場合には、上記の投資対象ファンドを変更する場合があります。

**主な投資制限**

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

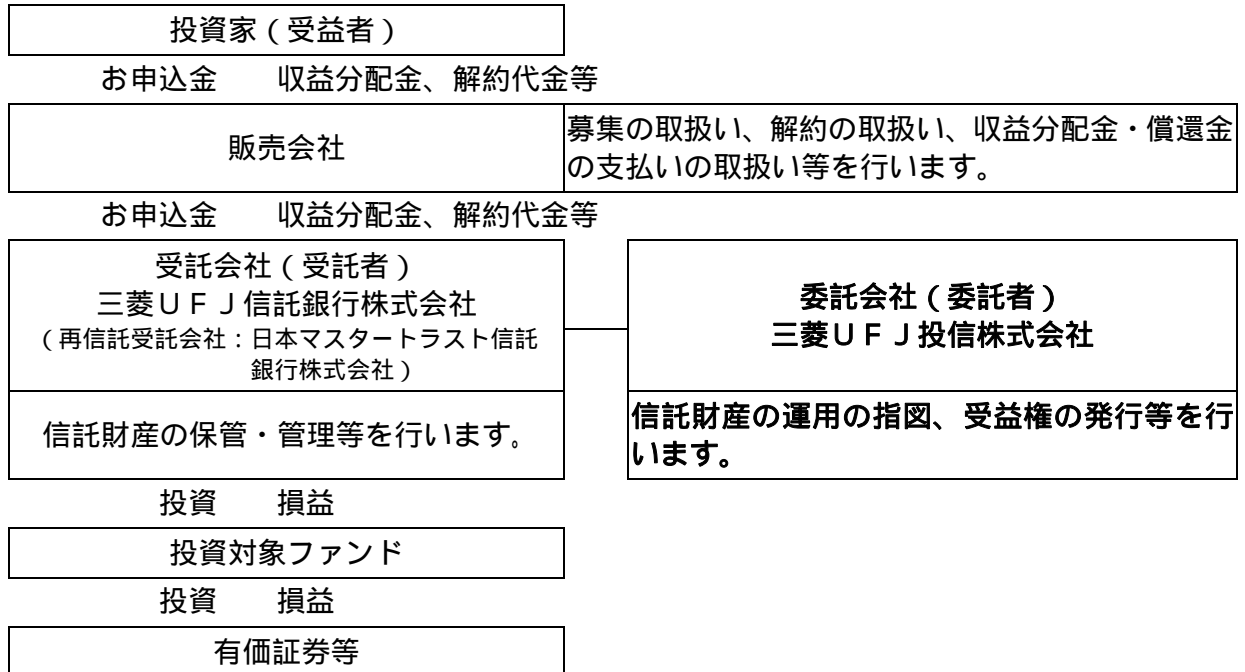
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年8月14日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成26年6月末現在）

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成26年6月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として証券投資信託であるモルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F（適格機関投資家専用）およびマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資を通じて、新興国の債券に実質的な投資を行います。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドの運用目標を達成するため、新興国債券に関する高い専門知識と長期の運用実績を有するモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクをマザーファンドの再委託会社とする、同社のグループ会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社が運用を行う「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F（適格機関投資家専用）」を選定しました。

余裕資金の運用のため、投資対象ファンドの具体的投資先を重視して、国内短期金融商品等に投資を行う、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

なお、市況動向および資金動向等により上記のような運用を行えない場合があります。

(注)当ファンドの商品性が維持できないと判断した場合には、上記の投資対象ファンドを変更する場合があります。

### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

2．コマーシャル・ペーパー

3．外国または外国の者の発行する証券または証書で、2．の証券の性質を有するもの

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

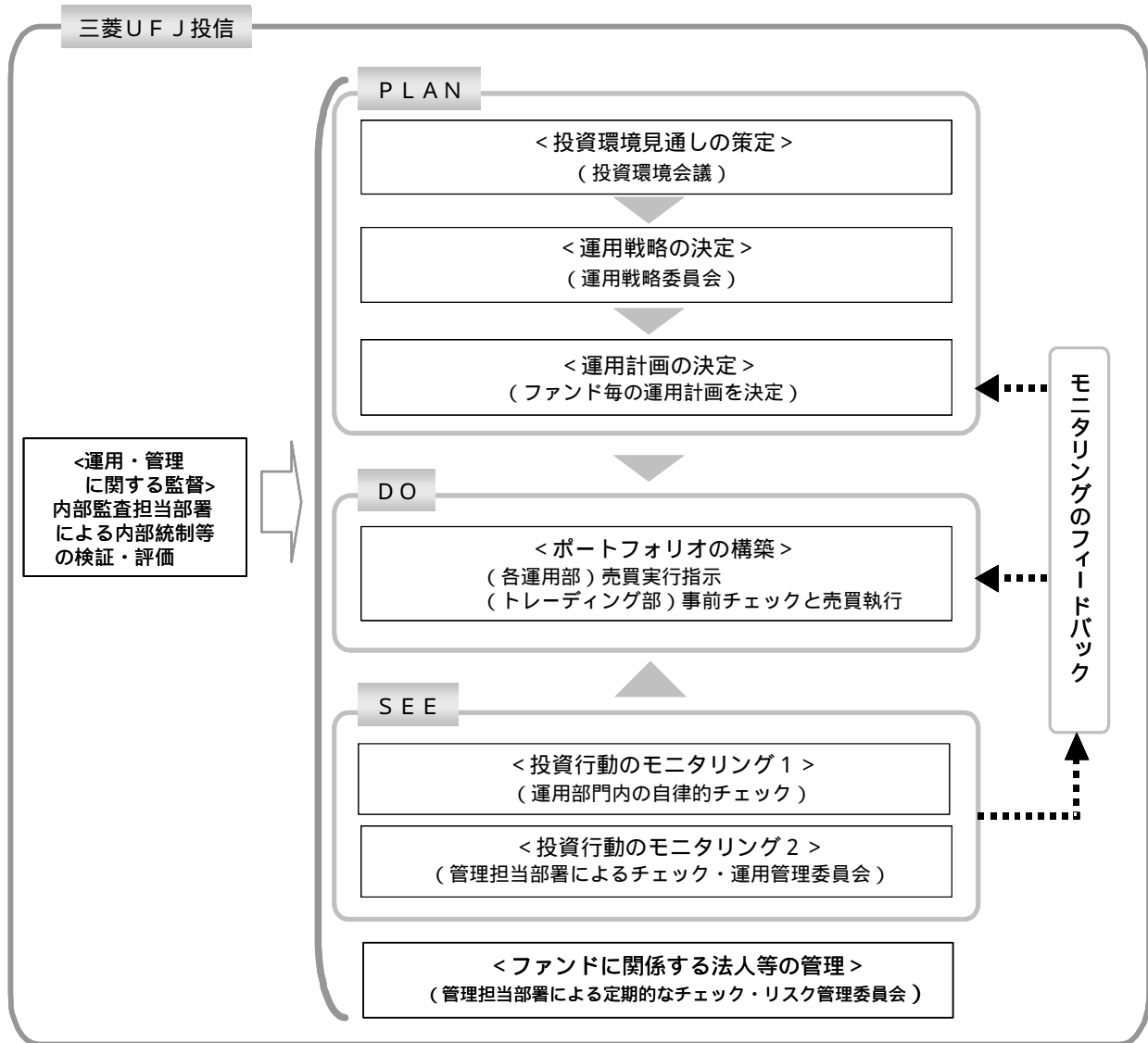


< 投資信託証券の概要 >

ファンド名	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)
設定日	2007年8月15日
信託期間	無期限
基本方針	主として新興国の現地通貨建債券に投資し、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券マザーファンド受益証券(マザーファンド受益証券)を主要投資対象とします。ただし、直接債券等に投資する場合があります。
投資態度	<p>①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の現地通貨建の国債および国際機関債等に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得をめざします。</p> <p>②実質外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。</p> <p>③市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。</p>
マザーファンドの投資態度	<p>①主として新興国の現地通貨建の国債および国際機関債等(以下、「国債等」といいます。)に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長をめざします。</p> <p>②国別のファンダメンタルズ分析を行い、債券および通貨のバリュエーション分析等に基づいて国および銘柄を選定するアクティブ運用を行います。投資先の新興国は10カ国とすることを基本とします。ただし、投資国の変更時などにおいて、10カ国とならない場合があります。</p> <p>③国債等のほか、新興国の発行体の債券の価値や指数の収益率を反映する債券などその他の債券に投資することがあります。</p> <p>④投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。ただし、新興国債券の市場構造等が変化した際、以下と異なる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1カ国への投資比率は、投資信託財産の純資産総額の15%以内を目安とします。</li> <li>・ 取得時において、BB+ (スタンダード・アンド・プアーズ)、Ba1 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス) またはBB+ (フィッチ・レーティングス) 以下の格付けを有する債券への投資は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。</li> <li>・ 取得時において、B格(B+相当の格付けを含みます。)以下の格付けを有する債券への投資は行いません。</li> <li>・ 上記において、個々の債券の銘柄が各格付会社から異なる格付けを得ている場合は、いずれか高い格付けを適用します。また、上記のいずれの格付会社からも格付けを付与されていない債券に投資する場合、当該債券の格付けは、委託会社がスタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ・インベスターズ・サービスまたはフィッチ・レーティングスの格付けに相当すると判断したものを適用します。</li> </ul> <p>⑤投資国において、政治・経済情勢や投資環境等の急変、市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が起きた場合、投資信託財産の純資産総額の20%程度まで先進国の国債に投資する場合があります。</p> <p>⑥外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。なお、市況動向、投資環境等に応じて、投資を行う債券の建値の通貨売り、他の外貨買いの為替取引を行うことがあります。</p> <p>⑦市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限 (信託約款上)	<p>①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>②株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>③株式への実質投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証券、新株引受権証券または新株予約権証券の権利行使により取得した株券、および社債権者割当または株主割当により取得した株券ならびに優先株券に限ります。</p> <p>④外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑦投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
ファンドの関係法人	<p>委託会社: モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社</p> <p>受託会社: 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>マザーファンドの投資運用会社: モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク</p>
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.8856%(税抜・年0.82%)
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	基準価額の0.1%

ファンド名	マネー・マーケット・マザーファンド
設定日	2005年3月4日
信託期間	無期限
基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債等を主要投資対象とします。
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限 (信託約款上)	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③有価証券先物取引等を行うことができます。 ④スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ⑤金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
ファンドの関係法人	委託会社:三菱UFJ投信株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当

部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### （４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定した分配をめざします。ただし、毎年6月・12月の決算時には、上記安定分配相当額のほか、上記の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。なお、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### （５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

##### 株式

株式への直接投資は行いません。

##### 外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

##### 投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

##### 信用取引

信用取引の指図は行いません。

##### 公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

##### 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

#### 市場リスク

##### (価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

##### (為替変動リスク)

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まることがあります。

#### 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

#### 市場リスク

(価格変動リスク・為替変動リスク)

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×2.7%(税抜2.5%)を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

申込みには分配金受取りコース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額(「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

##### (2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額(当該基準価額の0.1%)が差し引かれます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

##### (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額×年0.9504%(税抜年0.88%)(「信託報酬率」といいます。)

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.2592% (税抜年0.24%)	年0.648% (税抜年0.6%)	年0.0432% (税抜年0.04%)

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率(上限値)は、次の通りとなります。

年1.836%(税込)

(注)上記上限値は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。

<ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率>

投資信託証券の名称	信託報酬率（税込）
モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F（適格機関投資家専用）	年0.8856%
マネー・マーケット・マザーファンド	-

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託証券の売却に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が含まれます。

(\*) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。



#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成26年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

平成26年6月30日現在  
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	4,871,353,808	99.42
親投資信託受益証券	日本	25,316,800	0.52
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,275,150	0.06
純資産総額		4,899,945,758	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄

平成26年6月30日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	モルガン・スタンレー 新興国 現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)	投資信託受 益証券		7,575,977,929	0.6512 0.6430	4,933,476,827 4,871,353,808		99.42
日本	マネー・マーケット・マザー ファンド	親投資信託 受益証券		24,866,713	1.0181 1.0181	25,316,800 25,316,800		0.52

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成26年6月30日現在

種類/業種別	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.42
親投資信託受益証券	0.52
合計	99.93

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成26年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成19年11月12日)	9,781,881,026 (分配付) 9,657,588,695 (分配落)	10,231 (分配付) 10,101 (分配落)
第2計算期間末日 (平成19年12月10日)	12,501,283,701 (分配付) 12,421,907,919 (分配落)	10,237 (分配付) 10,172 (分配落)
第3計算期間末日 (平成20年1月10日)	14,611,362,698 (分配付) 14,516,419,092 (分配落)	10,003 (分配付) 9,938 (分配落)
第4計算期間末日 (平成20年2月12日)	16,101,981,756 (分配付) 15,991,878,119 (分配落)	9,506 (分配付) 9,441 (分配落)
第5計算期間末日 (平成20年3月10日)	16,992,751,266 (分配付) 16,871,113,800 (分配落)	9,080 (分配付) 9,015 (分配落)
第6計算期間末日 (平成20年4月10日)	18,129,477,522 (分配付) 17,999,344,077 (分配落)	9,055 (分配付) 8,990 (分配落)
第7計算期間末日 (平成20年5月12日)	19,449,778,302 (分配付) 19,310,670,610 (分配落)	9,088 (分配付) 9,023 (分配落)

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第8計算期間末日 (平成20年 6月10日)	21,655,283,600 (分配付) 21,504,860,559 (分配落)	9,358 (分配付) 9,293 (分配落)
第9計算期間末日 (平成20年 7月10日)	23,440,122,076 (分配付) 23,278,988,033 (分配落)	9,456 (分配付) 9,391 (分配落)
第10計算期間末日 (平成20年 8月11日)	25,358,754,528 (分配付) 25,190,117,556 (分配落)	9,774 (分配付) 9,709 (分配落)
第11計算期間末日 (平成20年 9月10日)	24,976,273,128 (分配付) 24,797,280,388 (分配落)	9,070 (分配付) 9,005 (分配落)
第12計算期間末日 (平成20年10月10日)	19,812,708,050 (分配付) 19,632,824,187 (分配落)	7,159 (分配付) 7,094 (分配落)
第13計算期間末日 (平成20年11月10日)	18,646,364,491 (分配付) 18,467,497,159 (分配落)	6,776 (分配付) 6,711 (分配落)
第14計算期間末日 (平成20年12月10日)	17,680,813,911 (分配付) 17,500,886,180 (分配落)	6,387 (分配付) 6,322 (分配落)
第15計算期間末日 (平成21年 1月13日)	17,439,742,089 (分配付) 17,260,123,389 (分配落)	6,311 (分配付) 6,246 (分配落)
第16計算期間末日 (平成21年 2月10日)	17,591,270,835 (分配付) 17,411,206,504 (分配落)	6,350 (分配付) 6,285 (分配落)
第17計算期間末日 (平成21年 3月10日)	17,332,211,078 (分配付) 17,152,729,594 (分配落)	6,277 (分配付) 6,212 (分配落)
第18計算期間末日 (平成21年 4月10日)	20,224,144,257 (分配付) 20,043,283,376 (分配落)	7,268 (分配付) 7,203 (分配落)
第19計算期間末日 (平成21年 5月11日)	20,751,254,825 (分配付) 20,568,258,746 (分配落)	7,371 (分配付) 7,306 (分配落)
第20計算期間末日 (平成21年 6月10日)	21,311,762,057 (分配付) 21,121,626,405 (分配落)	7,286 (分配付) 7,221 (分配落)
第21計算期間末日 (平成21年 7月10日)	21,391,683,952 (分配付) 21,192,729,606 (分配落)	6,989 (分配付) 6,924 (分配落)
第22計算期間末日 (平成21年 8月10日)	23,932,690,312 (分配付) 23,727,871,458 (分配落)	7,595 (分配付) 7,530 (分配落)
第23計算期間末日 (平成21年 9月10日)	23,755,657,819 (分配付) 23,544,129,921 (分配落)	7,300 (分配付) 7,235 (分配落)
第24計算期間末日 (平成21年10月13日)	24,937,615,981 (分配付) 24,716,147,104 (分配落)	7,319 (分配付) 7,254 (分配落)
第25計算期間末日 (平成21年11月10日)	25,261,930,756 (分配付) 25,035,771,342 (分配落)	7,260 (分配付) 7,195 (分配落)
第26計算期間末日 (平成21年12月10日)	24,927,336,805 (分配付) 24,695,920,385 (分配落)	7,002 (分配付) 6,937 (分配落)
第27計算期間末日 (平成22年 1月12日)	27,150,867,215 (分配付) 26,912,609,673 (分配落)	7,407 (分配付) 7,342 (分配落)
第28計算期間末日 (平成22年 2月10日)	26,002,976,551 (分配付) 25,759,251,809 (分配落)	6,935 (分配付) 6,870 (分配落)
第29計算期間末日 (平成22年 3月10日)	26,970,133,780 (分配付) 26,723,179,083 (分配落)	7,099 (分配付) 7,034 (分配落)
第30計算期間末日 (平成22年 4月12日)	28,751,368,931 (分配付) 28,502,553,166 (分配落)	7,511 (分配付) 7,446 (分配落)
第31計算期間末日 (平成22年 5月10日)	26,551,254,868 (分配付) 26,301,379,108 (分配落)	6,907 (分配付) 6,842 (分配落)
第32計算期間末日 (平成22年 6月10日)	26,207,697,914 (分配付) 26,052,468,160 (分配落)	6,753 (分配付) 6,713 (分配落)
第33計算期間末日 (平成22年 7月12日)	25,656,311,101 (分配付) 25,506,544,731 (分配落)	6,852 (分配付) 6,812 (分配落)
第34計算期間末日 (平成22年 8月10日)	24,937,016,860 (分配付) 24,792,112,415 (分配落)	6,884 (分配付) 6,844 (分配落)
第35計算期間末日 (平成22年 9月10日)	23,322,440,227 (分配付) 23,182,543,868 (分配落)	6,668 (分配付) 6,628 (分配落)
第36計算期間末日 (平成22年10月12日)	23,338,921,565 (分配付) 23,204,485,112 (分配落)	6,944 (分配付) 6,904 (分配落)

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第37計算期間末日 (平成22年11月10日)	22,409,812,048 (分配付) 22,278,527,215 (分配落)	6,828 (分配付) 6,788 (分配落)
第38計算期間末日 (平成22年12月10日)	21,073,945,821 (分配付) 20,947,484,923 (分配落)	6,666 (分配付) 6,626 (分配落)
第39計算期間末日 (平成23年 1月11日)	20,289,680,431 (分配付) 20,166,342,149 (分配落)	6,580 (分配付) 6,540 (分配落)
第40計算期間末日 (平成23年 2月10日)	19,428,897,867 (分配付) 19,309,326,100 (分配落)	6,499 (分配付) 6,459 (分配落)
第41計算期間末日 (平成23年 3月10日)	18,788,189,523 (分配付) 18,673,973,056 (分配落)	6,580 (分配付) 6,540 (分配落)
第42計算期間末日 (平成23年 4月11日)	19,503,300,697 (分配付) 19,392,630,355 (分配落)	7,049 (分配付) 7,009 (分配落)
第43計算期間末日 (平成23年 5月10日)	17,770,627,972 (分配付) 17,663,483,298 (分配落)	6,634 (分配付) 6,594 (分配落)
第44計算期間末日 (平成23年 6月10日)	17,470,448,918 (分配付) 17,366,385,678 (分配落)	6,715 (分配付) 6,675 (分配落)
第45計算期間末日 (平成23年 7月11日)	17,050,647,694 (分配付) 16,948,846,345 (分配落)	6,700 (分配付) 6,660 (分配落)
第46計算期間末日 (平成23年 8月10日)	15,340,353,300 (分配付) 15,241,237,919 (分配落)	6,191 (分配付) 6,151 (分配落)
第47計算期間末日 (平成23年 9月12日)	14,957,967,275 (分配付) 14,860,551,438 (分配落)	6,142 (分配付) 6,102 (分配落)
第48計算期間末日 (平成23年10月11日)	13,837,608,917 (分配付) 13,741,381,420 (分配落)	5,752 (分配付) 5,712 (分配落)
第49計算期間末日 (平成23年11月10日)	13,730,379,887 (分配付) 13,635,859,578 (分配落)	5,811 (分配付) 5,771 (分配落)
第50計算期間末日 (平成23年12月12日)	13,232,481,062 (分配付) 13,139,580,176 (分配落)	5,697 (分配付) 5,657 (分配落)
第51計算期間末日 (平成24年 1月10日)	12,497,554,239 (分配付) 12,406,229,721 (分配落)	5,474 (分配付) 5,434 (分配落)
第52計算期間末日 (平成24年 2月10日)	13,358,294,661 (分配付) 13,269,554,418 (分配落)	6,021 (分配付) 5,981 (分配落)
第53計算期間末日 (平成24年 3月12日)	13,607,377,470 (分配付) 13,521,297,682 (分配落)	6,323 (分配付) 6,283 (分配落)
第54計算期間末日 (平成24年 4月10日)	13,009,406,317 (分配付) 12,924,782,233 (分配落)	6,149 (分配付) 6,109 (分配落)
第55計算期間末日 (平成24年 5月10日)	12,298,865,762 (分配付) 12,215,125,597 (分配落)	5,875 (分配付) 5,835 (分配落)
第56計算期間末日 (平成24年 6月11日)	11,765,291,426 (分配付) 11,682,908,102 (分配落)	5,712 (分配付) 5,672 (分配落)
第57計算期間末日 (平成24年 7月10日)	11,831,098,908 (分配付) 11,749,820,171 (分配落)	5,822 (分配付) 5,782 (分配落)
第58計算期間末日 (平成24年 8月10日)	11,882,910,502 (分配付) 11,802,780,052 (分配落)	5,932 (分配付) 5,892 (分配落)
第59計算期間末日 (平成24年 9月10日)	11,669,555,999 (分配付) 11,590,490,509 (分配落)	5,904 (分配付) 5,864 (分配落)
第60計算期間末日 (平成24年10月10日)	11,248,562,215 (分配付) 11,171,705,287 (分配落)	5,854 (分配付) 5,814 (分配落)
第61計算期間末日 (平成24年11月12日)	11,207,239,571 (分配付) 11,132,239,523 (分配落)	5,977 (分配付) 5,937 (分配落)
第62計算期間末日 (平成24年12月10日)	11,462,035,003 (分配付) 11,389,486,374 (分配落)	6,320 (分配付) 6,280 (分配落)
第63計算期間末日 (平成25年 1月10日)	11,957,412,682 (分配付) 11,887,313,287 (分配落)	6,823 (分配付) 6,783 (分配落)
第64計算期間末日 (平成25年 2月12日)	11,935,932,979 (分配付) 11,870,272,810 (分配落)	7,271 (分配付) 7,231 (分配落)
第65計算期間末日 (平成25年 3月11日)	11,448,417,322 (分配付) 11,385,878,251 (分配落)	7,322 (分配付) 7,282 (分配落)

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第66計算期間末日 (平成25年 4月10日)	11,189,585,426 (分配付) 11,131,224,413 (分配落)	7,669 (分配付) 7,629 (分配落)
第67計算期間末日 (平成25年 5月10日)	10,927,403,448 (分配付) 10,892,665,994 (分配落)	7,864 (分配付) 7,839 (分配落)
第68計算期間末日 (平成25年 6月10日)	8,717,904,385 (分配付) 8,686,218,196 (分配落)	6,878 (分配付) 6,853 (分配落)
第69計算期間末日 (平成25年 7月10日)	8,055,648,269 (分配付) 8,025,765,255 (分配落)	6,739 (分配付) 6,714 (分配落)
第70計算期間末日 (平成25年 8月12日)	7,355,970,414 (分配付) 7,327,702,124 (分配落)	6,505 (分配付) 6,480 (分配落)
第71計算期間末日 (平成25年 9月10日)	6,856,701,086 (分配付) 6,829,874,456 (分配落)	6,390 (分配付) 6,365 (分配落)
第72計算期間末日 (平成25年10月10日)	6,685,263,246 (分配付) 6,659,377,216 (分配落)	6,456 (分配付) 6,431 (分配落)
第73計算期間末日 (平成25年11月11日)	6,399,053,775 (分配付) 6,373,940,934 (分配落)	6,370 (分配付) 6,345 (分配落)
第74計算期間末日 (平成25年12月10日)	6,271,108,953 (分配付) 6,247,296,349 (分配落)	6,584 (分配付) 6,559 (分配落)
第75計算期間末日 (平成26年 1月10日)	5,781,789,476 (分配付) 5,759,557,312 (分配落)	6,502 (分配付) 6,477 (分配落)
第76計算期間末日 (平成26年 2月10日)	5,345,119,337 (分配付) 5,323,596,347 (分配落)	6,209 (分配付) 6,184 (分配落)
第77計算期間末日 (平成26年 3月10日)	5,351,762,352 (分配付) 5,330,712,780 (分配落)	6,356 (分配付) 6,331 (分配落)
第78計算期間末日 (平成26年 4月10日)	5,305,133,502 (分配付) 5,284,852,116 (分配落)	6,539 (分配付) 6,514 (分配落)
第79計算期間末日 (平成26年 5月12日)	5,218,604,533 (分配付) 5,198,762,777 (分配落)	6,575 (分配付) 6,550 (分配落)
第80計算期間末日 (平成26年 6月10日)	5,152,721,687 (分配付) 5,133,315,393 (分配落)	6,638 (分配付) 6,613 (分配落)
平成25年 6月末日	8,108,285,701	6,617
7月末日	7,486,694,204	6,546
8月末日	6,758,011,512	6,200
9月末日	6,698,914,396	6,360
10月末日	6,740,362,784	6,631
11月末日	6,351,576,159	6,524
12月末日	6,001,987,995	6,602
平成26年 1月末日	5,336,076,009	6,125
2月末日	5,308,345,898	6,264
3月末日	5,253,130,799	6,441
4月末日	5,171,100,193	6,479
5月末日	5,146,187,130	6,571
6月末日	4,899,945,758	6,527

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	130円
第2計算期間	65円
第3計算期間	65円
第4計算期間	65円
第5計算期間	65円
第6計算期間	65円
第7計算期間	65円
第8計算期間	65円
第9計算期間	65円
第10計算期間	65円
第11計算期間	65円

	1万口当たりの分配金
第12計算期間	65円
第13計算期間	65円
第14計算期間	65円
第15計算期間	65円
第16計算期間	65円
第17計算期間	65円
第18計算期間	65円
第19計算期間	65円
第20計算期間	65円
第21計算期間	65円
第22計算期間	65円
第23計算期間	65円
第24計算期間	65円
第25計算期間	65円
第26計算期間	65円
第27計算期間	65円
第28計算期間	65円
第29計算期間	65円
第30計算期間	65円
第31計算期間	65円
第32計算期間	40円
第33計算期間	40円
第34計算期間	40円
第35計算期間	40円
第36計算期間	40円
第37計算期間	40円
第38計算期間	40円
第39計算期間	40円
第40計算期間	40円
第41計算期間	40円
第42計算期間	40円
第43計算期間	40円
第44計算期間	40円
第45計算期間	40円
第46計算期間	40円
第47計算期間	40円
第48計算期間	40円
第49計算期間	40円
第50計算期間	40円
第51計算期間	40円
第52計算期間	40円
第53計算期間	40円
第54計算期間	40円
第55計算期間	40円
第56計算期間	40円
第57計算期間	40円
第58計算期間	40円
第59計算期間	40円
第60計算期間	40円
第61計算期間	40円
第62計算期間	40円
第63計算期間	40円
第64計算期間	40円
第65計算期間	40円
第66計算期間	40円
第67計算期間	25円
第68計算期間	25円
第69計算期間	25円
第70計算期間	25円

	1万口当たりの分配金
第71計算期間	25円
第72計算期間	25円
第73計算期間	25円
第74計算期間	25円
第75計算期間	25円
第76計算期間	25円
第77計算期間	25円
第78計算期間	25円
第79計算期間	25円
第80計算期間	25円

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	2.31
第2計算期間	1.34
第3計算期間	1.66
第4計算期間	4.34
第5計算期間	3.82
第6計算期間	0.44
第7計算期間	1.09
第8計算期間	3.71
第9計算期間	1.75
第10計算期間	4.07
第11計算期間	6.58
第12計算期間	20.49
第13計算期間	4.48
第14計算期間	4.82
第15計算期間	0.17
第16計算期間	1.66
第17計算期間	0.12
第18計算期間	16.99
第19計算期間	2.33
第20計算期間	0.27
第21計算期間	3.21
第22計算期間	9.69
第23計算期間	3.05
第24計算期間	1.16
第25計算期間	0.08
第26計算期間	2.68
第27計算期間	6.77
第28計算期間	5.54
第29計算期間	3.33
第30計算期間	6.78
第31計算期間	7.23
第32計算期間	1.30
第33計算期間	2.07
第34計算期間	1.05
第35計算期間	2.57
第36計算期間	4.76
第37計算期間	1.10
第38計算期間	1.79
第39計算期間	0.69
第40計算期間	0.62
第41計算期間	1.87
第42計算期間	7.78
第43計算期間	5.35
第44計算期間	1.83
第45計算期間	0.37
第46計算期間	7.04



	収益率 (%)
第47計算期間	0.14
第48計算期間	5.73
第49計算期間	1.73
第50計算期間	1.28
第51計算期間	3.23
第52計算期間	10.80
第53計算期間	5.71
第54計算期間	2.13
第55計算期間	3.83
第56計算期間	2.10
第57計算期間	2.64
第58計算期間	2.59
第59計算期間	0.20
第60計算期間	0.17
第61計算期間	2.80
第62計算期間	6.45
第63計算期間	8.64
第64計算期間	7.19
第65計算期間	1.25
第66計算期間	5.31
第67計算期間	3.08
第68計算期間	12.25
第69計算期間	1.66
第70計算期間	3.11
第71計算期間	1.38
第72計算期間	1.42
第73計算期間	0.94
第74計算期間	3.76
第75計算期間	0.86
第76計算期間	4.13
第77計算期間	2.78
第78計算期間	3.28
第79計算期間	0.93
第80計算期間	1.34

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	9,629,818,338	68,869,729	9,560,948,609
第2計算期間	2,700,817,446	50,107,267	12,211,658,788
第3計算期間	2,497,947,005	102,897,087	14,606,708,706
第4計算期間	2,443,697,174	111,384,691	16,939,021,189
第5計算期間	1,856,932,106	82,496,909	18,713,456,386
第6計算期間	1,365,784,176	58,710,441	20,020,530,121
第7計算期間	1,438,753,662	58,100,252	21,401,183,531
第8計算期間	1,853,061,559	112,238,710	23,142,006,380
第9計算期間	1,825,967,364	178,120,902	24,789,852,842
第10計算期間	1,323,829,824	169,533,032	25,944,149,634
第11計算期間	1,731,545,685	138,350,667	27,537,344,652
第12計算期間	465,891,145	328,795,257	27,674,440,540
第13計算期間	295,557,079	451,946,425	27,518,051,194
第14計算期間	297,390,617	134,252,422	27,681,189,389
第15計算期間	223,162,360	270,705,532	27,633,646,217
第16計算期間	167,775,013	99,216,436	27,702,204,794
第17計算期間	136,782,826	226,451,479	27,612,536,141
第18計算期間	329,161,168	116,946,272	27,824,751,037
第19計算期間	366,005,755	37,513,821	28,153,242,971

	設定口数	解約口数	発行済口数
第20計算期間	1,154,578,929	56,183,070	29,251,638,830
第21計算期間	1,487,479,580	130,757,461	30,608,360,949
第22計算期間	972,510,857	70,278,810	31,510,592,996
第23計算期間	1,140,493,172	108,332,484	32,542,753,684
第24計算期間	1,646,659,848	117,278,578	34,072,134,954
第25計算期間	946,155,083	224,533,920	34,793,756,117
第26計算期間	1,097,844,543	289,074,473	35,602,526,187
第27計算期間	1,244,309,680	191,829,283	36,655,006,584
第28計算期間	1,149,168,423	308,060,744	37,496,114,263
第29計算期間	759,089,274	262,173,148	37,993,030,389
第30計算期間	954,856,286	668,538,137	38,279,348,538
第31計算期間	452,070,882	288,994,689	38,442,424,731
第32計算期間	580,050,492	215,036,609	38,807,438,614
第33計算期間	179,217,081	1,545,063,153	37,441,592,542
第34計算期間	65,885,796	1,281,367,044	36,226,111,294
第35計算期間	105,610,395	1,357,631,927	34,974,089,762
第36計算期間	76,736,953	1,441,713,462	33,609,113,253
第37計算期間	65,156,347	853,061,203	32,821,208,397
第38計算期間	80,431,070	1,286,414,855	31,615,224,612
第39計算期間	64,197,907	844,851,842	30,834,570,677
第40計算期間	102,426,628	1,044,055,339	29,892,941,966
第41計算期間	100,950,666	1,439,775,776	28,554,116,856
第42計算期間	167,742,683	1,054,273,830	27,667,585,709
第43計算期間	54,967,717	936,384,773	26,786,168,653
第44計算期間	103,217,528	873,576,135	26,015,810,046
第45計算期間	123,349,821	688,822,487	25,450,337,380
第46計算期間	71,098,627	742,590,665	24,778,845,342
第47計算期間	84,697,641	509,583,702	24,353,959,281
第48計算期間	68,523,541	365,608,372	24,056,874,450
第49計算期間	56,939,257	483,736,321	23,630,077,386
第50計算期間	48,793,824	453,649,593	23,225,221,617
第51計算期間	51,542,442	445,634,498	22,831,129,561
第52計算期間	67,135,996	713,204,675	22,185,060,882
第53計算期間	40,754,375	705,868,202	21,519,947,055
第54計算期間	50,811,267	414,737,300	21,156,021,022
第55計算期間	41,092,172	262,071,885	20,935,041,309
第56計算期間	41,466,673	380,676,763	20,595,831,219
第57計算期間	47,528,381	323,675,304	20,319,684,296
第58計算期間	38,785,186	325,856,946	20,032,612,536
第59計算期間	55,386,436	321,626,339	19,766,372,633
第60計算期間	38,135,011	590,275,530	19,214,232,114
第61計算期間	39,562,616	503,782,492	18,750,012,238
第62計算期間	37,582,929	650,437,674	18,137,157,493
第63計算期間	38,266,707	650,575,371	17,524,848,829
第64計算期間	47,248,697	1,157,055,213	16,415,042,313
第65計算期間	35,760,030	816,034,563	15,634,767,780
第66計算期間	24,992,246	1,069,506,761	14,590,253,265
第67計算期間	18,740,437	714,011,938	13,894,981,764
第68計算期間	13,777,131	1,234,283,267	12,674,475,628
第69計算期間	12,252,455	733,522,084	11,953,205,999
第70計算期間	13,011,499	658,901,154	11,307,316,344
第71計算期間	11,578,663	588,242,957	10,730,652,050
第72計算期間	11,262,265	387,502,253	10,354,412,062
第73計算期間	10,680,252	319,955,548	10,045,136,766
第74計算期間	10,611,204	530,706,054	9,525,041,916
第75計算期間	9,314,752	641,490,933	8,892,865,735
第76計算期間	8,208,788	291,878,477	8,609,196,046
第77計算期間	9,392,344	198,759,431	8,419,828,959
第78計算期間	8,693,176	315,967,624	8,112,554,511

	設定口数	解約口数	発行済口数
第79計算期間	7,600,470	183,452,196	7,936,702,785
第80計算期間	7,376,882	181,561,689	7,762,517,978

<参考>

「マネー・マーケット・マザーファンド」

(1) 投資状況

平成26年6月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	2,299,894,000	87.66
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		323,825,502	12.34
純資産総額		2,623,719,502	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成26年6月30日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額 (千円)	上段:帳簿価額 下段:評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	第456回国庫短期証券	国債証券		300,000	99.99	299,975,700	2014/09/08	11.43
					99.9944	299,983,200		
日本	第459回国庫短期証券	国債証券		300,000	99.99	299,978,400	2014/09/16	11.43
					99.9937	299,981,100		
日本	第461回国庫短期証券	国債証券		300,000	99.99	299,981,700	2014/09/22	11.43
					99.9932	299,979,600		
日本	第442回国庫短期証券	国債証券		200,000	99.99	199,988,000	2014/07/07	7.62
					99.9993	199,998,600		
日本	第444回国庫短期証券	国債証券		200,000	99.99	199,987,200	2014/07/14	7.62
					99.9986	199,997,200		
日本	第452回国庫短期証券	国債証券		200,000	99.99	199,982,600	2014/08/18	7.62
					99.9957	199,991,400		
日本	第462回国庫短期証券	国債証券		200,000	99.99	199,984,200	2014/09/29	7.62
					99.9926	199,985,200		
日本	第447回国庫短期証券	国債証券		100,000	99.99	99,992,900	2014/07/22	3.81
					99.9978	99,997,800		
日本	第448回国庫短期証券	国債証券		100,000	99.99	99,993,000	2014/07/28	3.81
					99.9972	99,997,200		
日本	第449回国庫短期証券	国債証券		100,000	99.99	99,992,700	2014/08/04	3.81
					99.9967	99,996,700		
日本	第450回国庫短期証券	国債証券		100,000	99.99	99,992,000	2014/08/11	3.81
					99.9961	99,996,100		
日本	第454回国庫短期証券	国債証券		100,000	99.99	99,990,900	2014/08/25	3.81
					99.9951	99,995,100		
日本	第455回国庫短期証券	国債証券		100,000	99.98	99,988,000	2014/09/01	3.81
					99.9948	99,994,800		

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成26年6月30日現在

種類/業種別	投資比率(%)
国債証券	87.66
合計	87.66

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

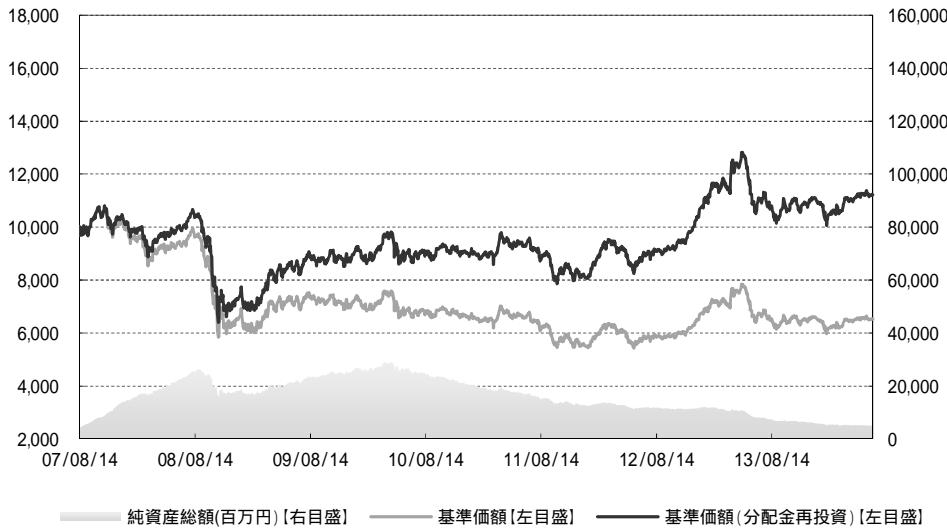
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移 (設定日～2014年6月30日)



## 分配の推移

2014年 6月	25円
2014年 5月	25円
2014年 4月	25円
2014年 3月	25円
2014年 2月	25円
2014年 1月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	3,830円

・分配金は1万口当たり、税引前

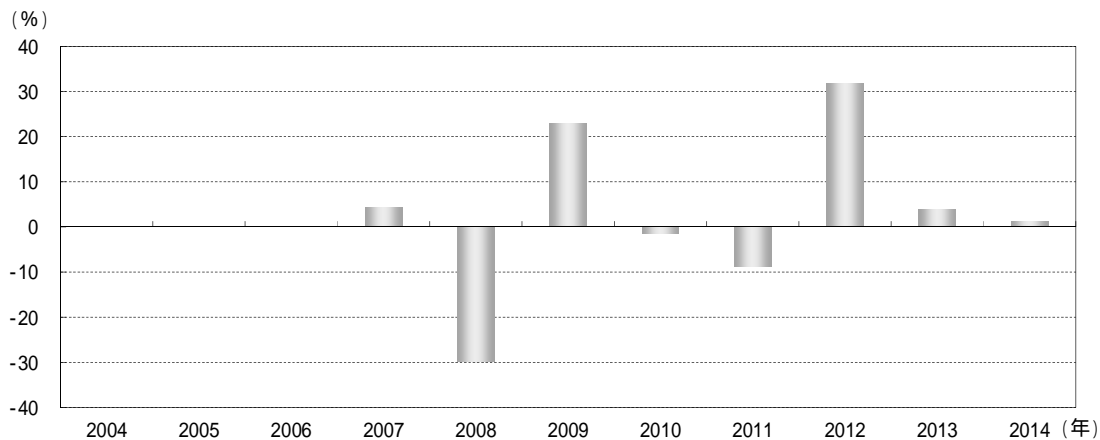
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したもものとして計算

## 主要な資産の状況 (2014年6月30日現在)

	組入上位銘柄	国・地域	クーポン	償還日	比率
1	NOTA DO TESOIRO NACIONAL	ブラジル	10.000%	2017/01/01	14.1%
2	TURKEY GOVERNMENT BOND	トルコ	10.500%	2020/01/15	13.2%
3	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	7.250%	2020/01/15	12.1%
4	DEUTSCHE BANK AG LONDON	インドネシア	11.500%	2019/09/23	11.4%
5	MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	7.500%	2027/06/03	10.9%
6	PERU BONO SOBERANO	ペルー	8.600%	2017/08/12	8.6%
7	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	5.500%	2019/10/25	7.7%
8	REPUBLIC OF CHILE	チリ	5.500%	2020/08/05	5.3%
9	HUNGARY GOVERNMENT BOND	ハンガリー	6.750%	2017/02/24	4.9%
10	REPUBLIC OF COLOMBIA	コロンビア	4.375%	2023/03/21	4.9%

- ・ファンドの主要投資対象である「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F(適格機関投資家専用)」のマザーファンドである「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券マザーファンド」の資産の状況、現地約定ベース
- ・クレジットリンク債は、連動する現地通貨建て新興国債の国・地域
- ・比率は当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

## 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2007年は設定日から年末までの、2014年は6月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
申込手数料	申込価額×2.7%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを）当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

### 2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日
解約単位	販売会社が定める単位

解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額 × 0.1%
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 投資信託証券：原則として、計算日における基準価額で評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>

(2) 【保管】

受益証券の 保管	該当事項はありません。
-------------	-------------

(3) 【信託期間】

信託期間	平成19年8月14日から平成34年6月10日まで ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。
------	---

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎月11日から翌月10日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの 償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還) ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の 変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の 手続きにしたがいます。
ファンドの 償還等に 関する 開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立て および 反対者の 買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。
関係法人との 契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。



運用報告書	委託会社は、毎年6月および12月に終了する計算期間の末日および償還時に、運用報告書（平成26年12月以降は交付運用報告書）を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 信託約款（平成26年12月1日適用予定）の変更内容について

平成26年12月1日適用で下記の内容等の約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

（下線部\_\_\_\_\_は変更部分を、「」は該当する条文を示します。）

変更前（旧）	変更後（新）
<新設>	<p>（運用報告書に記載すべき事項の提供）</p> <p><u>第 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。</u></p> <p><u>前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。</u></p>

### 4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	<p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>「分配金受取りコース（一般コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li> <li>・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> <li>・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li> </ul> <p>「分配金再投資コース（累積投資コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。</li> </ul>
償還金に対する請求権	<p>受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li> <li>・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> <li>・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li> </ul>
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> </ul> <p>（「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）</p>

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年12月11日から平成26年6月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年7月23日

三菱UFJ投信株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員



指定社員 公認会計士  
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）の平成25年12月11日から平成26年6月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）の平成26年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1【財務諸表】

## 【三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）】

## (1)【貸借対照表】

	前期	当期
	[平成25年12月10日現在]	[平成26年6月10日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	77,833,686	78,062,435
投資信託受益証券	6,188,999,503	5,076,608,855
親投資信託受益証券	25,309,340	25,316,800
未収入金	49,000,000	9,000,000
未収利息	130	118
流動資産合計	6,341,142,659	5,188,988,208
資産合計	6,341,142,659	5,188,988,208
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	23,812,604	19,406,294
未払解約金	65,350,991	32,361,604
未払受託者報酬	212,126	176,893
未払委託者報酬	4,454,688	3,714,768
その他未払費用	15,901	13,256
流動負債合計	93,846,310	55,672,815
負債合計	93,846,310	55,672,815
純資産の部		
元本等		
元本	1 9,525,041,916	7,762,517,978
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	2 3,277,745,567	2,629,202,585
(分配準備積立金)	(162,926,008)	(183,802,137)
元本等合計	6,247,296,349	5,133,315,393
純資産合計	6,247,296,349	5,133,315,393
負債純資産合計	6,341,142,659	5,188,988,208

## (2)【損益及び剰余金計算書】

	前期	当期
	自平成25年6月11日 至平成25年12月10日	自平成25年12月11日 至平成26年6月10日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	241,825,116	193,754,389
受取利息	20,118	14,982
有価証券売買等損益	432,709,734	27,383,188
営業収益合計	190,864,500	166,386,183
営業費用		
受託者報酬	1,502,216	1,145,551
委託者報酬	31,546,582	24,056,569
その他費用	112,604	85,861
営業費用合計	33,161,402	25,287,981
営業利益	224,025,902	141,098,202
経常利益	224,025,902	141,098,202
当期純利益	224,025,902	141,098,202
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	13,583,215	6,968,797
期首剰余金又は期首欠損金( )	3,988,257,432	3,277,745,567
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,104,776,272	642,914,905
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,104,776,272	642,914,905
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,032,311	18,104,760
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,032,311	18,104,760
分配金	1 159,789,409	124,334,162
期末剰余金又は期末欠損金( )	3,277,745,567	2,629,202,585

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあつては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあつては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成25年12月10日現在]	当期 [平成26年6月10日現在]
1 期首元本額	12,674,475,628円	9,525,041,916円
期中追加設定元本額	69,396,338円	50,586,412円
期中一部解約元本額	3,218,830,050円	1,813,110,350円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,277,745,567円	2,629,202,585円
3 受益権の総数	9,525,041,916口	7,762,517,978口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6559円 (6,559円)	0.6613円 (6,613円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期(自平成25年6月11日 至平成25年12月10日)

## 1 分配金の計算過程

(自平成25年6月11日 至平成25年7月10日)		
費用控除後の配当等収益額	A	38,407,609円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	42,323,313円
分配準備積立金額	D	141,175,661円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	221,906,583円
当ファンドの期末残存口数	F	11,953,205,999口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	185円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,883,014円

(自平成25年7月11日 至平成25年8月12日)		
費用控除後の配当等収益額	A	35,059,326円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	40,191,604円
分配準備積立金額	D	141,739,677円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	216,990,607円
当ファンドの期末残存口数	F	11,307,316,344口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	191円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,268,290円

(自平成25年8月13日 至平成25年9月10日)		
費用控除後の配当等収益額	A	37,469,398円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	38,287,130円
分配準備積立金額	D	141,134,628円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	216,891,156円
当ファンドの期末残存口数	F	10,730,652,050口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	202円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	26,826,630円

( 自 平成25年9月11日 至 平成25年10月10日 )		
費用控除後の配当等収益額	A	33,247,327円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	37,099,300円
分配準備積立金額	D	146,454,230円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	216,800,857円
当ファンドの期末残存口数	F	10,354,412,062口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	209円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	25,886,030円

( 自 平成25年10月11日 至 平成25年11月11日 )		
費用控除後の配当等収益額	A	34,563,435円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	36,145,613円
分配準備積立金額	D	149,178,105円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	219,887,153円
当ファンドの期末残存口数	F	10,045,136,766口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	218円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	25,112,841円

( 自 平成25年11月12日 至 平成25年12月10日 )		
費用控除後の配当等収益額	A	36,308,384円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	34,433,717円
分配準備積立金額	D	150,430,228円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	221,172,329円
当ファンドの期末残存口数	F	9,525,041,916口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	232円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,812,604円

当期 ( 自 平成25年12月11日 至 平成26年6月10日 )

1 分配金の計算過程

( 自 平成25年12月11日 至 平成26年1月10日 )		
費用控除後の配当等収益額	A	32,534,511円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	32,300,696円
分配準備積立金額	D	152,286,373円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	217,121,580円
当ファンドの期末残存口数	F	8,892,865,735口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	244円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,232,164円

( 自 平成26年1月11日 至 平成26年2月10日 )		
費用控除後の配当等収益額	A	25,044,966円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	31,416,191円
分配準備積立金額	D	157,425,491円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	213,886,648円
当ファンドの期末残存口数	F	8,609,196,046口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	248円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,522,990円

( 自 平成26年2月11日 至 平成26年3月10日 )		
費用控除後の配当等収益額	A	28,748,215円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	30,897,240円
分配準備積立金額	D	157,329,889円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	216,975,344円
当ファンドの期末残存口数	F	8,419,828,959口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	257円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,049,572円

( 自 平成26年3月11日 至 平成26年4月10日 )		
費用控除後の配当等収益額	A	34,102,599円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	29,934,864円
分配準備積立金額	D	159,011,161円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	223,048,624円
当ファンドの期末残存口数	F	8,112,554,511口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	274円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,281,386円

( 自 平成26年4月11日 至 平成26年5月12日 )		
費用控除後の配当等収益額	A	29,209,229円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	29,445,434円
分配準備積立金額	D	169,033,065円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	227,687,728円
当ファンドの期末残存口数	F	7,936,702,785口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	286円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,841,756円

( 自 平成26年5月13日 至 平成26年6月10日 )		
費用控除後の配当等収益額	A	28,783,933円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	28,961,690円
分配準備積立金額	D	174,424,498円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	232,170,121円
当ファンドの期末残存口数	F	7,762,517,978口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	299円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,406,294円

( 金融商品に関する注記 )

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 ( 自 平成25年 6月11日 至 平成25年12月10日 )	当期 ( 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日 )
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左 同 左



区 分	前期 ( 自 平成25年 6月11日 至 平成25年12月10日 )	当期 ( 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日 )
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [ 平成25年12月10日現在 ]	当期 [ 平成26年6月10日現在 ]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

(有価証券関係に関する注記)  
売買目的有価証券

種 類	前期 [ 平成25年12月10日現在 ]	当期 [ 平成26年6月10日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	195,782,232	41,317,609
親投資信託受益証券		2,487
合計	195,782,232	41,320,096

(デリバティブ取引等関係に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

- (1) 株式  
該当事項はありません。
- (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	(単位:円)	
			評 価 額	備 考
投資信託受益証券	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)	7,795,775,269	5,076,608,855	
	投資信託受益証券 小計	7,795,775,269	5,076,608,855	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	24,866,713	25,316,800	
	親投資信託受益証券 小計	24,866,713	25,316,800	
合計			5,101,925,655	

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは投資信託受益証券および親投資信託受益証券を投資対象としております。  
貸借対照表の資産の部に計上された投資信託受益証券および親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)」の状況  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

項目	前特定期間末 (平成25年11月7日現在)	当特定期間末 (平成26年5月7日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	48,412	28,595
親投資信託受益証券	6,382,251,150	5,103,567,971
未収入金	68,119,998	42,799,999
流動資産合計	6,450,419,560	5,146,396,565
資産合計	6,450,419,560	5,146,396,565
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	40,136,735	31,925,086
未払解約金	43,999,997	12,999,998
未払受託者報酬	237,452	182,900
未払委託者報酬	4,630,342	3,566,531
その他未払費用	113,063	127,005
流動負債合計	89,117,589	48,801,520
負債合計	89,117,589	48,801,520
純資産の部		
元本等		
元本	10,034,183,963	7,981,271,531
剰余金		
期末剰余金または欠損金( )	3,672,881,992	2,883,676,486
(うち分配準備積立金)	(364,608)	(609,698)
純資産合計	6,361,301,971	5,097,595,045
負債・純資産合計	6,450,419,560	5,146,396,565

## (2) 損益及び剰余金計算書

項目	前特定期間 自 平成25年 5月 8日 至 平成25年11月 7日	当特定期間 自 平成25年11月 8日 至 平成26年 5月 7日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	-	72
有価証券売買等損益	1,339,218,079	266,386,762
営業収益合計	1,339,218,079	266,386,834
営業費用		
受託者報酬	1,638,204	1,167,117
委託者報酬	31,944,930	22,758,742
その他費用	780,036	739,125
営業費用合計	34,363,170	24,664,984
営業利益金額または損失金額( )	1,373,581,249	241,721,850
経常利益金額または損失金額( )	1,373,581,249	241,721,850
当期純利益金額または純損失金額( )	1,373,581,249	241,721,850
一部解約に伴う当期純利益金額 または純損失金額( ) 分配額	23,128,361	147,308
期首剰余金または欠損金( )	3,203,912,101	3,672,881,992
欠損金減少額	1,145,197,325	747,765,183
( 当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(1,145,197,325)	(747,765,183)
分配金	263,714,328	200,428,835
期末剰余金または欠損金( )	3,672,881,992	2,883,676,486

## (3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	前特定期間末 (平成25年11月7日現在)	当特定期間末 (平成26年5月7日現在)
1. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,672,881,992円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,883,676,486円であります。
2. 当該特定期間の末日における受益権総数	10,034,183,963 口	7,981,271,531 口
3. 1口当たり純資産額	0.6340 円	0.6387 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 平成25年5月8日 至 平成25年11月7日	当特定期間 自 平成25年11月8日 至 平成26年5月7日																																				
1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 29,132,684円	1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 20,643,398円																																				
2. 分配金の計算過程 (自平成25年5月8日 至平成25年6月7日) 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は59,232,557円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、59,021,086円(1万口当たり47円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 (自平成25年11月8日 至平成25年12月9日) 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は41,965,344円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、37,131,874円(1万口当たり39円)を分配金額としております。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額(円)</th> <th>1万口当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>52,956,177</td> <td>42.17</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>7,100</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>6,269,280</td> <td>4.99</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>59,232,557</td> <td>47.16</td> </tr> </tbody> </table>		金額(円)	1万口当たり(円)	A. 配当等収益	52,956,177	42.17	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	7,100	0.00	D. 分配準備 積立金	6,269,280	4.99	分配可能額	59,232,557	47.16	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額(円)</th> <th>1万口当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>41,551,607</td> <td>43.64</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>5,386</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>408,351</td> <td>0.42</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>41,965,344</td> <td>44.06</td> </tr> </tbody> </table>		金額(円)	1万口当たり(円)	A. 配当等収益	41,551,607	43.64	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	5,386	0.00	D. 分配準備 積立金	408,351	0.42	分配可能額	41,965,344	44.06
	金額(円)	1万口当たり(円)																																			
A. 配当等収益	52,956,177	42.17																																			
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																			
C. 収益調整金	7,100	0.00																																			
D. 分配準備 積立金	6,269,280	4.99																																			
分配可能額	59,232,557	47.16																																			
	金額(円)	1万口当たり(円)																																			
A. 配当等収益	41,551,607	43.64																																			
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																			
C. 収益調整金	5,386	0.00																																			
D. 分配準備 積立金	408,351	0.42																																			
分配可能額	41,965,344	44.06																																			
(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。	(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。																																				

前特定期間 自 平成25年 5月 8日 至 平成25年11月 7日	当特定期間 自 平成25年11月 8日 至 平成26年 5月 7日																																																																								
<p>(自平成25年 6月 8日 至平成25年 7月 8日) 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 45,139,155円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、44,868,544円 (1万口当たり38円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">金額(円)</th> <th style="text-align: right;">1万口当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td style="text-align: right;">44,882,494</td> <td style="text-align: right;">38.01</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td style="text-align: right;">6,675</td> <td style="text-align: right;">0.00</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td style="text-align: right;">249,986</td> <td style="text-align: right;">0.21</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: right;">45,139,155</td> <td style="text-align: right;">38.22</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p> <p>(自平成25年 7月 9日 至平成25年 8月 7日) 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 42,148,056円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、41,778,179円 (1万口当たり37円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">金額(円)</th> <th style="text-align: right;">1万口当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td style="text-align: right;">41,884,654</td> <td style="text-align: right;">37.09</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td style="text-align: right;">6,385</td> <td style="text-align: right;">0.00</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td style="text-align: right;">257,017</td> <td style="text-align: right;">0.22</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: right;">42,148,056</td> <td style="text-align: right;">37.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p>		金額(円)	1万口当たり(円)	A. 配当等収益	44,882,494	38.01	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	6,675	0.00	D. 分配準備 積立金	249,986	0.21	分配可能額	45,139,155	38.22		金額(円)	1万口当たり(円)	A. 配当等収益	41,884,654	37.09	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	6,385	0.00	D. 分配準備 積立金	257,017	0.22	分配可能額	42,148,056	37.31	<p>(自平成25年12月10日 至平成26年1月 7日) 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 38,042,261円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、37,471,451円 (1万口当たり42円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">金額(円)</th> <th style="text-align: right;">1万口当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td style="text-align: right;">33,436,886</td> <td style="text-align: right;">37.48</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td style="text-align: right;">5,047</td> <td style="text-align: right;">0.00</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td style="text-align: right;">4,600,328</td> <td style="text-align: right;">5.15</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: right;">38,042,261</td> <td style="text-align: right;">42.63</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p> <p>(自平成26年 1月 8日 至平成26年 2月 7日) 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 31,488,604円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、29,404,616円 (1万口当たり34円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">金額(円)</th> <th style="text-align: right;">1万口当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td style="text-align: right;">30,840,246</td> <td style="text-align: right;">35.65</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td style="text-align: right;">4,893</td> <td style="text-align: right;">0.00</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td style="text-align: right;">643,465</td> <td style="text-align: right;">0.74</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: right;">31,488,604</td> <td style="text-align: right;">36.39</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p>		金額(円)	1万口当たり(円)	A. 配当等収益	33,436,886	37.48	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	5,047	0.00	D. 分配準備 積立金	4,600,328	5.15	分配可能額	38,042,261	42.63		金額(円)	1万口当たり(円)	A. 配当等収益	30,840,246	35.65	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	4,893	0.00	D. 分配準備 積立金	643,465	0.74	分配可能額	31,488,604	36.39
	金額(円)	1万口当たり(円)																																																																							
A. 配当等収益	44,882,494	38.01																																																																							
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																																																							
C. 収益調整金	6,675	0.00																																																																							
D. 分配準備 積立金	249,986	0.21																																																																							
分配可能額	45,139,155	38.22																																																																							
	金額(円)	1万口当たり(円)																																																																							
A. 配当等収益	41,884,654	37.09																																																																							
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																																																							
C. 収益調整金	6,385	0.00																																																																							
D. 分配準備 積立金	257,017	0.22																																																																							
分配可能額	42,148,056	37.31																																																																							
	金額(円)	1万口当たり(円)																																																																							
A. 配当等収益	33,436,886	37.48																																																																							
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																																																							
C. 収益調整金	5,047	0.00																																																																							
D. 分配準備 積立金	4,600,328	5.15																																																																							
分配可能額	38,042,261	42.63																																																																							
	金額(円)	1万口当たり(円)																																																																							
A. 配当等収益	30,840,246	35.65																																																																							
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																																																							
C. 収益調整金	4,893	0.00																																																																							
D. 分配準備 積立金	643,465	0.74																																																																							
分配可能額	31,488,604	36.39																																																																							

前特定期間 自 平成25年 5 月 8 日 至 平成25年11月 7 日	当特定期間 自 平成25年11月 8 日 至 平成26年 5 月 7 日																																																																								
<p>(自平成25年 8 月 8 日 至平成25年 9 月 9 日) 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 43,562,015円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、42,707,356円 (1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">金額(円)</th> <th style="text-align: right;">1万口当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td style="text-align: right;">43,118,865</td> <td style="text-align: right;">40.38</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td style="text-align: right;">6,038</td> <td style="text-align: right;">0.00</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td style="text-align: right;">437,112</td> <td style="text-align: right;">0.40</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: right;">43,562,015</td> <td style="text-align: right;">40.78</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p> <p>(自平成25年 9 月10日 至平成25年10月 7 日) 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 39,244,934円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、35,202,428円 (1万口当たり34円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">金額(円)</th> <th style="text-align: right;">1万口当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td style="text-align: right;">38,415,148</td> <td style="text-align: right;">37.10</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td style="text-align: right;">5,854</td> <td style="text-align: right;">0.00</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td style="text-align: right;">823,932</td> <td style="text-align: right;">0.79</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: right;">39,244,934</td> <td style="text-align: right;">37.89</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p>		金額(円)	1万口当たり(円)	A. 配当等収益	43,118,865	40.38	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	6,038	0.00	D. 分配準備 積立金	437,112	0.40	分配可能額	43,562,015	40.78		金額(円)	1万口当たり(円)	A. 配当等収益	38,415,148	37.10	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	5,854	0.00	D. 分配準備 積立金	823,932	0.79	分配可能額	39,244,934	37.89	<p>(自平成26年 2 月 8 日 至平成26年 3 月 7 日) 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 33,386,625円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、29,507,332円 (1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">金額(円)</th> <th style="text-align: right;">1万口当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td style="text-align: right;">31,326,703</td> <td style="text-align: right;">37.15</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td style="text-align: right;">4,770</td> <td style="text-align: right;">0.00</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td style="text-align: right;">2,055,152</td> <td style="text-align: right;">2.43</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: right;">33,386,625</td> <td style="text-align: right;">39.58</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p> <p>(自平成26年 3 月 8 日 至平成26年 4 月 7 日) 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 38,284,018円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、34,988,476円 (1万口当たり43円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">金額(円)</th> <th style="text-align: right;">1万口当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td style="text-align: right;">34,429,800</td> <td style="text-align: right;">42.31</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td style="text-align: right;">4,605</td> <td style="text-align: right;">0.00</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td style="text-align: right;">3,849,613</td> <td style="text-align: right;">4.72</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: right;">38,284,018</td> <td style="text-align: right;">47.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p>		金額(円)	1万口当たり(円)	A. 配当等収益	31,326,703	37.15	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	4,770	0.00	D. 分配準備 積立金	2,055,152	2.43	分配可能額	33,386,625	39.58		金額(円)	1万口当たり(円)	A. 配当等収益	34,429,800	42.31	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	4,605	0.00	D. 分配準備 積立金	3,849,613	4.72	分配可能額	38,284,018	47.03
	金額(円)	1万口当たり(円)																																																																							
A. 配当等収益	43,118,865	40.38																																																																							
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																																																							
C. 収益調整金	6,038	0.00																																																																							
D. 分配準備 積立金	437,112	0.40																																																																							
分配可能額	43,562,015	40.78																																																																							
	金額(円)	1万口当たり(円)																																																																							
A. 配当等収益	38,415,148	37.10																																																																							
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																																																							
C. 収益調整金	5,854	0.00																																																																							
D. 分配準備 積立金	823,932	0.79																																																																							
分配可能額	39,244,934	37.89																																																																							
	金額(円)	1万口当たり(円)																																																																							
A. 配当等収益	31,326,703	37.15																																																																							
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																																																							
C. 収益調整金	4,770	0.00																																																																							
D. 分配準備 積立金	2,055,152	2.43																																																																							
分配可能額	33,386,625	39.58																																																																							
	金額(円)	1万口当たり(円)																																																																							
A. 配当等収益	34,429,800	42.31																																																																							
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																																																							
C. 収益調整金	4,605	0.00																																																																							
D. 分配準備 積立金	3,849,613	4.72																																																																							
分配可能額	38,284,018	47.03																																																																							

前特定期間 自 平成25年5月8日 至 平成25年11月7日			当特定期間 自 平成25年11月8日 至 平成26年5月7日		
(自平成25年10月8日 至平成25年11月7日) 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 40,507,018円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、40,136,735円 (1万口当たり40円)を分配金額としております。			(自平成26年4月8日 至平成26年5月7日) 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 32,539,302円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、31,925,086円 (1万口当たり40円)を分配金額としております。		
	金額(円)	1万口当たり(円)		金額(円)	1万口当たり(円)
A. 配当等収益	36,554,035	36.43	A. 配当等収益	29,223,254	36.61
B. 有価証券 売買等損益	-	-	B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	5,675	0.00	C. 収益調整金	4,518	0.00
D. 分配準備 積立金	3,947,308	3.92	D. 分配準備 積立金	3,311,530	4.14
分配可能額	40,507,018	40.35	分配可能額	32,539,302	40.75
(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。			(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。		
3. その他費用 監査費用等を計上しております。			3. その他費用 監査費用等を計上しております。		
4. 欠損金減少額 当期一部解約に伴う欠損金減少額は、欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。			4. 欠損金減少額 当期一部解約に伴う欠損金減少額は、欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。		

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容および金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。 これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認められた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。 売買執行体制として、運用部門内の運用チームとは分離されたトレーディング・チームが売買を執行いたします。運用チームとトレーディング・チームを分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、相互牽制体制を確立しております。 コンプライアンス体制として、法務・コンプライアンス部が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用部門への指導・勧告を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前特定期間末 (平成25年11月7日現在)	当特定期間末 (平成26年5月7日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該特定期間における元本額の変動

	前特定期間	当特定期間
	自 平成25年5月8日 至 平成25年11月7日	自 平成25年11月8日 至 平成26年5月7日
期首元本額	13,779,309,585円	10,034,183,963円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	3,745,125,622円	2,052,912,432円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前特定期間末 (平成25年11月7日現在)	当特定期間末 (平成26年5月7日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	20,985,397	14,343,923
合計	20,985,397	14,343,923



### 3. デリバティブ取引等関係

ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているもの  
該当事項はありません。

#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券マザーファンド	4,098,263,849	5,103,567,971	
合計		4,098,263,849	5,103,567,971	

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表  
該当事項はありません。

第4 不動産等明細表  
該当事項はありません。

第5 商品明細表  
該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表  
該当事項はありません。

第8 借入金明細表  
該当事項はありません。

参考情報

ファンドは、「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の平成26年5月7日現在（以下、「計算日」という）の状況は次のとおりです。

「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

(1) 貸借対照表

項目	(平成26年5月7日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	21,208,035
コール・ローン	4,844,535
国債証券	4,210,349,940
社債券	567,823,782
派生商品評価勘定	2,678,972
未収入金	232,793,987
未収利息	110,271,222
流動資産合計	5,149,970,473
資産合計	5,149,970,473
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,638,603
未払解約金	42,799,999
流動負債合計	46,438,602
負債合計	46,438,602
純資産の部	
元本等	
元本	4,098,263,849
剰余金	
剰余金	1,005,268,022
純資産合計	5,103,531,871
負債・純資産合計	5,149,970,473

(注) モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券マザーファンドの計算期間は、毎年11月8日から翌年11月7日までであり、開示対象ファンドの特定期間とは異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準および評価方法</p>	<p>組入有価証券については個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法</p>	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>
<p>3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

<p>(平成26年5月7日現在)</p>	
<p>1. 計算日における受益権総数</p>	<p>4,098,263,849口</p>
<p>2. 1口当たり純資産額</p>	<p>1.2453円</p>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。 これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。 なお、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認めた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。 売買執行体制として、運用部門内の運用チームとは分離されたトレーディング・チームが売買を執行いたします。運用チームとトレーディング・チームを分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、相互牽制体制を確立しております。 コンプライアンス体制として、法務・コンプライアンス部が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用部門への指導・勧告を行います。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

<p>1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法 国債証券・社債券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 デリバティブ取引 「(その他の注記)3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当特定期間における当該親投資信託の元本額の変動

(平成26年5月7日現在)	
モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用) の当特定期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	5,380,871,048円
期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	1,282,607,199円
期末における元本の内訳	
モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券 ファンド F (適格機関投資家専用)	4,098,263,849円
期末元本合計	4,098,263,849円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(平成26年5月7日現在)
	当該親投資信託の期首(平成25年11月8日)から計算日までの期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	9,649,896
社債券	3,956,553
合計	13,606,449

3. デリバティブ取引等関係

ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

区分	種類	(平成26年5月7日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売 建				
	米ドル	43,896,980	-	43,683,700	213,280
	ロシアルーブル	236,706,464	-	234,240,772	2,465,692
	買 建				
	米ドル	236,706,464	-	233,067,861	3,638,603
	合 計	517,309,908	-	510,992,333	959,631

(注) 1. 時価の算定方法

- 1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
 計算日において為替予約の受渡日(以下、「当該日」とする。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。  
 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。  
 ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。  
 ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引等関係の注記事項として記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

有価証券明細表（外国公社債）

モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券マザーファンド

平成26年5月7日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO	64,350,000.00	70,770,070.80	
	計	銘柄数： 1	64,350,000.00	70,770,070.80	
				(552,714,252)	
		組入時価比率： 10.8%		11.6%	
	ブラジルレアル	BRAZIL	16,830,000.00	16,098,213.25	
	計	銘柄数： 1	16,830,000.00	16,098,213.25	
				(733,434,595)	
		組入時価比率： 14.4%		15.3%	
	チリペソ	CHILE	1,612,000,000.00	1,657,136,000.00	
	計	銘柄数： 1	1,612,000,000.00	1,657,136,000.00	
				(296,958,771)	
		組入時価比率： 5.8%		6.2%	
	ペルーヌエボソル	PERU	9,890,000.00	11,222,677.50	
	計	銘柄数： 1	9,890,000.00	11,222,677.50	
				(407,046,512)	
		組入時価比率： 8.0%		8.5%	
	トルコリラ	TURKEY	13,575,000.00	14,559,187.50	
	計	銘柄数： 1	13,575,000.00	14,559,187.50	
				(707,576,512)	
		組入時価比率： 13.9%		14.8%	
	ハンガリーフォリント	HUNGARY	58,500,000.00	61,171,812.00	
		HUNGARY	468,000,000.00	508,780,584.00	
	計	銘柄数： 2	526,500,000.00	569,952,396.00	
				(263,318,006)	
		組入時価比率： 5.2%		5.5%	
	ポーランドズロチ	POLAND	6,253,000.00	6,349,008.56	
		POLAND	10,930,000.00	11,967,005.61	
	計	銘柄数： 2	17,183,000.00	18,316,014.17	
				(618,348,638)	
		組入時価比率： 12.1%		12.9%	
	ロシアルーブル	RUSSIA	10,000.00	9,205.00	
	計	銘柄数： 1	10,000.00	9,205.00	
				(26,326)	
		組入時価比率： 0.0%		0.0%	
	南アフリカランド	SOUTH AFRICA	66,905,000.00	65,111,076.23	
	計	銘柄数： 1	66,905,000.00	65,111,076.23	
				(630,926,328)	
		組入時価比率： 12.4%		13.2%	
	小計			4,210,349,940	
				(4,210,349,940)	
社債券	インドネシアルピア	DEUTSCHE BANK AG REGS	54,500,000,000.00	63,800,425,000.00	
	計	銘柄数： 1	54,500,000,000.00	63,800,425,000.00	
				(567,823,782)	
		組入時価比率： 11.1%		11.9%	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	小計			567,823,782	
				(567,823,782)	
	合計			4,778,173,722	
				(4,778,173,722)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 種類毎の小計欄および合計金額欄の( )は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。



「マネー・マーケット・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成25年12月10日現在]	[平成26年6月10日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,014,303,000	706,338,535
国債証券	2,099,834,100	2,299,899,200
未収利息	1,700	1,072
流動資産合計	3,114,138,800	3,006,238,807
資産合計	3,114,138,800	3,006,238,807
負債の部		
流動負債		
未払金	499,923,000	299,975,700
未払解約金	18,906	322,218
流動負債合計	499,941,906	300,297,918
負債合計	499,941,906	300,297,918
純資産の部		
元本等		
元本	1 2,568,476,187	2,657,928,028
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	45,720,707	48,012,861
元本等合計	2,614,196,894	2,705,940,889
純資産合計	2,614,196,894	2,705,940,889
負債純資産合計	3,114,138,800	3,006,238,807

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月21日から11月20日まで、および11月21日から翌年5月20日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	[平成25年12月10日現在]	[平成26年6月10日現在]
1 期首	平成25年6月11日	平成25年12月11日
期首元本額	3,405,152,635円	2,568,476,187円
期首からの追加設定元本額	2,454,652,789円	1,314,248,416円
期首からの一部解約元本額	3,291,329,237円	1,224,796,575円
元本の内訳*		
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	199,057,976円	236,810,037円
三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)	24,866,713円	24,866,713円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	38,059,510円	22,047,722円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(毎月分配型)	2,727,794円	2,727,794円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>(毎月分配型)	170,286円	170,286円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	126,013,765円	126,013,765円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	376,427,051円	376,427,051円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>(毎月分配型)	724,288円	724,288円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)	31,749,196円	18,909,034円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	986,944,467円	913,519,214円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース>(毎月分配型)	197,649円	197,649円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース>(毎月分配型)	2,712,786円	1,799,230円
ブラデスコ ブラジル成長株オープン・マネーボール・ファンド	2,184,634円	2,328,883円
米国ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	424,906円	424,906円
米国ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	1,086,244円	1,086,244円
米国ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	2,571,019円	2,571,019円

	[ 平成25年12月10日現在 ]	[ 平成26年6月10日現在 ]
米国ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<新興国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	731,664円	731,664円
米国ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	10,376,958円	2,699,442円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	614,937円	614,937円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド(毎月分配型)	68,417,834円	68,417,834円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド(毎月分配型)	3,558,532円	3,558,532円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>(毎月分配型)	55,440,512円	35,941,494円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	1,518,017円	938,449円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	358,088円	358,088円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	2,100,667円	2,100,667円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	3,836,590円	3,836,590円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	1,787,931円	1,787,931円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	2,018,011円	9,329,862円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	71,535,818円	43,480,808円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(毎月分配型)	15,756,663円	10,108,332円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	6,320,690円	6,320,690円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	68,076,479円	68,076,479円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	1,170,386円	757,771円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>(毎月分配型)	3,628,967円	2,076,751円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	21,362,862円	51,989,964円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	2,221,253円	2,221,253円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>(毎月分配型)	422,811円	1,390,901円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	239,996円	737,073円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	1,509,575円	1,509,575円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	67,305円	67,305円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	1,931,393円	1,931,151円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム(毎月分配型)	7,564,533円	78,483,503円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジあり)	15,159円	611,627円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジなし)	2,138円	1,091,485円
新興国ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジあり)	30,532円	30,532円
新興国ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジなし)	99,292円	20,706円
三菱UFJ 米国リートファンドA<為替ヘッジあり>(毎月決算型)	491,836円	491,836円
三菱UFJ 米国リートファンドB<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	98,368円	98,368円
三菱UFJ/UBS グローバル好利回りCBファンド2012-11(円ヘッジ)(限定追加型)	10,816,126円	10,816,126円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>(毎月分配型)	89,100,298円	89,100,298円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド(年2回分配型)	266,340円	266,340円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド(年2回分配型)	227,039円	472,643円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>(年2回分配型)	40,301円	40,301円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>(年2回分配型)	10,814円	10,814円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>(年2回分配型)	2,438,810円	2,438,810円

	[ 平成25年12月10日現在 ]	[ 平成26年6月10日現在 ]
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコベソコース>(毎月分配型)	10,938,381円	10,938,381円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)	1,965,408円	1,071,498円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(毎月分配型)	19,658円	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<メキシコベソコース>(毎月分配型)	19,658円	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)	19,658円	19,658円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジあり>(毎月決算型)	491,449円	491,449円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	9,828,976円	9,828,976円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)	1,506,109円	4,816,522円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(年2回分配型)	53,852円	142,270円
バリュール・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)	1,936,118円	1,936,118円
バリュール・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	9,829円	9,829円
バリュール・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(年1回決算型)	9,829円	9,829円
バリュール・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	9,829円	9,829円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	3,321,870円	7,457,837円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(毎月分配型)	8,841,332円	20,551,717円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	1,736,652円	3,730,759円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	5,059,469円	5,059,469円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコベソコース>(毎月分配型)	2,543,316円	5,519,741円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)	202,825円	536,847円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>(毎月分配型)	785,053円	470,711円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(年2回分配型)	1,075,358円	3,737,703円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(年2回分配型)	2,200,873円	6,435,081円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(年2回分配型)	303,811円	303,811円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(年2回分配型)	627,788円	627,788円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコベソコース>(年2回分配型)	293,737円	608,110円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(年2回分配型)	46,726円	46,726円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>(年2回分配型)	100,461円	100,461円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドA>	980,136円	1,273,763円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドB>	980,136円	980,171円
三菱UFJ / ビムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>(毎月決算型)	97,193円	676,818円
三菱UFJ / ビムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	97,958円	1,375,098円
三菱UFJ / ビムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>(年1回決算型)	500,207円	1,168,184円
三菱UFJ / ビムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	110,431円	2,065,331円
ビムコ・エマーシング・ボンド・オープン Cコース(為替ヘッジなし)(年1回決算型)	983円	983円
ビムコ・エマーシング・ボンド・オープン Dコース(為替ヘッジあり)(年1回決算型)	983円	983円
三菱UFJ / UBS グローバル好利回りCBファンド 2013-11(円ヘッジ)(限定追加型)	982,608円	982,608円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>(毎月分配型)	548,242円	1,353,823円

	[ 平成25年12月10日現在 ]	[ 平成26年6月10日現在 ]
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>(毎月分配型)	1,361,761円	9,387,547円
米ドル建て担保付貸付債権オープン<為替ヘッジあり>(3ヵ月決算型)		3,445,331円
三菱UFJノビムコ トータル・リターン・ファンド2014		99,215円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>(毎月決算型)		3,545,187円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>(毎月決算型)		8,124,755円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>(年1回決算型)		2,990,177円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>(年1回決算型)		3,377,211円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>(毎月分配型)		43,223円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>(年2回分配型)		41,258円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>(毎月分配型)		221,022円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>(年2回分配型)		108,056円
Navigo インド債券ファンド	885,566円	885,566円
Navigo マネーパールファンド	2,314,764円	1,356,294円
三菱UFJ インド債券オープン(毎月決算型)	39,351円	39,351円
米ドル建て担保付貸付債権ファンド<為替ヘッジあり>2013-10	3,303,548円	3,303,548円
マネーパールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	116,474円	116,474円
MUAMトピックスリスクコントロール(5%)インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	132,584,499円	142,863,111円
MUAMトピックスリスクコントロール(10%)インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	46,750,856円	77,273,080円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース(為替ヘッジなし)	16,982,851円	16,982,851円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース(為替ヘッジあり)	53,765,806円	53,765,806円
(合計)	2,568,476,187円	2,657,928,028円
2 受益権の総数	2,568,476,187口	2,657,928,028口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0178円 (10,178円)	1.0181円 (10,181円)

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	(自平成25年6月11日 至平成25年12月10日)	(自平成25年12月11日 至平成26年6月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 平成25年12月10日現在 ]	[ 平成26年6月10日現在 ]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左

( 有価証券関係に関する注記 )  
 売買目的有価証券

種 類	[ 平成25年12月10日現在 ]	[ 平成26年6月10日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	8,130	4,914
合計	8,130	4,914

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

( デリバティブ取引等関係に関する注記 )

取引の時価等に関する事項  
 該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 3 ) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

( 1 ) 株式

該当事項はありません。

( 2 ) 株式以外の有価証券

( 単位 : 円 )

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
国債証券	第 4 3 7 回国庫短期証券	300,000,000	299,997,300	
	第 4 3 9 回国庫短期証券	300,000,000	299,995,200	
	第 4 4 1 回国庫短期証券	200,000,000	199,995,000	
	第 4 4 2 回国庫短期証券	200,000,000	199,993,800	
	第 4 4 4 回国庫短期証券	200,000,000	199,992,000	
	第 4 4 7 回国庫短期証券	100,000,000	99,995,100	
	第 4 4 8 回国庫短期証券	100,000,000	99,994,800	
	第 4 4 9 回国庫短期証券	100,000,000	99,994,100	
	第 4 5 0 回国庫短期証券	100,000,000	99,993,500	
	第 4 5 2 回国庫短期証券	200,000,000	199,986,000	
	第 4 5 4 回国庫短期証券	100,000,000	99,992,700	
	第 4 5 5 回国庫短期証券	100,000,000	99,992,200	
	第 4 5 6 回国庫短期証券	300,000,000	299,977,500	
		国債証券 小計	2,300,000,000	2,299,899,200
	合計	2,300,000,000	2,299,899,200	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】  
【純資産額計算書】

平成26年6月30日現在  
(単位：円)

資産総額	4,941,552,418
負債総額	41,606,660
純資産総額( - )	4,899,945,758
発行済口数	7,506,997,388 口
1口当たり純資産価額( / )	0.6527 ( 1万口当たり 6,527 )

<参考>

「マネー・マーケット・マザーファンド」の現況  
純資産額計算書

平成26年6月30日現在  
(単位：円)

資産総額	2,880,237,151
負債総額	256,517,649
純資産総額( - )	2,623,719,502
発行済口数	2,577,104,555 口
1口当たり純資産価額( / )	1.0181 ( 1万口当たり 10,181 )

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

平成26年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成26年6月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。



平成26年6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	498	7,131,153
追加型公社債投資信託	18	712,449
単位型株式投資信託	23	411,807
単位型公社債投資信託	5	188,177
合計	544	8,443,585

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(監査報告書の謄本を添付しております。)

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第28期 (平成25年3月31日現在)		第29期 (平成26年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	22,261,065	※2	33,576,940
有価証券	※2	8,000,000		120,983
前払費用		159,117		166,599
未収入金		5,504		168,410
未収委託者報酬		4,489,181		6,895,748
未収収益	※2	47,936	※2	64,325
繰延税金資産		402,791		399,128
金銭の信託	※2	30,000	※2	30,000
その他		39,167		111,434
流動資産合計		35,434,764		41,533,570
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	270,058	※1	254,682
器具備品	※1	171,754	※1	178,962
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,646,844		1,638,676
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		857,424		1,147,522
ソフトウェア仮勘定		430,432		105,254
無形固定資産合計		1,303,679		1,268,599
投資その他の資産				
投資有価証券		15,689,317		19,370,921
関係会社株式		320,136		320,136
長期性預金	※2	3,500,000		—
長期差入保証金	※2	825,804	※2	813,838
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		20,350,294		20,519,931
固定資産合計		23,300,818		23,427,207
資産合計		58,735,583		64,960,778

(単位：千円)

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	75,221	270,374
未払金		
未払収益分配金	33,936	62,872
未払償還金	1,004,879	927,297
未払手数料	※2 1,761,746	※2 2,914,613
その他未払金	84,763	56,199
未払費用	※2 1,333,574	※2 1,623,932
未払消費税等	128,077	266,187
未払法人税等	1,686,070	2,228,949
賞与引当金	594,000	585,962
その他	348,389	383,684
流動負債合計	7,050,661	9,320,074
固定負債		
退職給付引当金	119,776	154,690
役員退職慰労引当金	65,103	63,000
時効後支払損引当金	201,877	226,128
繰延税金負債	251,776	253,904
固定負債合計	638,533	697,725
負債合計	7,689,194	10,017,799
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	39,686,216	43,710,993
利益剰余金合計	47,026,806	51,051,583
株主資本合計	49,249,033	53,273,811

(単位：千円)

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券 評価差額金	1,797,355	1,669,167
評価・換算差額等合計	1,797,355	1,669,167
純資産合計	51,046,388	54,942,978
負債純資産合計	58,735,583	64,960,778

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	48,411,166	53,423,757
投資顧問料	13,601	139,837
その他営業収益	138,788	99,673
営業収益合計	48,563,556	53,663,268
営業費用		
支払手数料	※2 19,724,426	※2 21,905,982
広告宣伝費	543,508	694,552
公告費	1,748	1,062
調査費		
調査費	942,478	977,602
委託調査費	10,699,987	11,329,088
事務委託費	242,537	263,721
営業雑経費		
通信費	89,308	97,901
印刷費	443,177	510,065
協会費	39,963	40,060
諸会費	7,621	7,806
事務機器関連費	971,457	1,041,363
その他営業雑経費	8,989	12,477
営業費用合計	33,715,204	36,881,683
一般管理費		
給料		
役員報酬	198,915	205,947
給料・手当	3,740,875	3,814,639
賞与引当金繰入	594,000	585,962
福利厚生費	593,073	603,032
交際費	23,259	21,433
旅費交通費	139,968	143,037
租税公課	115,450	123,549
不動産賃借料	699,860	692,573
退職給付費用	162,650	256,292
役員退職慰労引当金繰入	19,007	20,252
固定資産減価償却費	442,844	467,545
諸経費	270,874	300,280
一般管理費合計	7,000,782	7,234,545
営業利益	7,847,569	9,547,039

(単位：千円)

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	213,088	287,886
有価証券利息	※2 6,698	※2 3,249
受取利息	※2 25,684	※2 19,503
投資有価証券償還益	6,072	1,862
収益分配金等時効完成分	412,323	64,449
その他	1,935	2,886
営業外収益合計	665,802	379,836
営業外費用		
投資有価証券償還損	8,689	57
時効後支払損引当金繰入	16,881	49,112
事務過誤費	186	1,389
その他	45	4,097
営業外費用合計	25,802	54,656
経常利益	8,487,569	9,872,219
特別利益		
投資有価証券売却益	334,775	767,140
特別利益合計	334,775	767,140
特別損失		
投資有価証券売却損	32,155	49,266
固定資産除却損	※1 253	※1 466
特別損失合計	32,409	49,732
税引前当期純利益	8,789,934	10,589,626
法人税、住民税及び事業税	3,441,310	3,847,871
法人税等調整額	△55,499	11,641
法人税等合計	3,385,811	3,859,512
当期純利益	5,404,123	6,730,113



## (3) 【株主資本等変動計算書】

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 ）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	36,863,331	44,203,921	46,426,148
当期変動額								
剰余金の配当						△2,581,238	△2,581,238	△2,581,238
当期純利益						5,404,123	5,404,123	5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	2,822,884	2,822,884	2,822,884
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	723,054	723,054	47,149,203
当期変動額			
剰余金の配当			△2,581,238
当期純利益			5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,074,300	1,074,300	1,074,300
当期変動額合計	1,074,300	1,074,300	3,897,185
当期末残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 ）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033
当期変動額								
剰余金の配当						△2,705,336	△2,705,336	△2,705,336
当期純利益						6,730,113	6,730,113	6,730,113
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	4,024,777	4,024,777	4,024,777
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,710,993	51,051,583	53,273,811

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388
当期変動額			
剰余金の配当			△2,705,336
当期純利益			6,730,113
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△128,187	△128,187	△128,187
当期変動額合計	△128,187	△128,187	3,896,589
当期末残高	1,669,167	1,669,167	54,942,978

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。

(会計上の見積もりの変更)

数理計算上の差異は、従来、発生年度の従業員の平均支払期間内の一定の年数(8年)により費用処理しておりましたが、当事業年度において、平均支払期間が8年を下回ったことから、数理計算上の差異を一括費用処理する方法に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ87百万円減少しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することにより、翌事業年度の期首の繰延税金資産は4,225千円増加し、退職給付引当金は11,857千円増加し、繰越利益剰余金は7,631千円減少しております。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
建物	233,990千円	258,119千円
器具備品	351,481千円	374,405千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
預金	19,410,015千円	30,782,482千円
有価証券	8,000,000千円	—
未収収益	40,120千円	34,750千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	3,500,000千円	—
長期差入保証金	816,823千円	804,456千円
未払手数料	927,107千円	1,802,448千円
未払費用	148,712千円	171,067千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
器具備品	253千円	466千円
計	253千円	466千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
支払手数料	10,230,968千円	11,642,746千円
有価証券利息	5,170千円	2,051千円
受取利息	25,684千円	19,503千円

(株主資本等変動計算書関係)

第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 2,581,238千円
- ② 1株当たり配当額 20,800円
- ③ 基準日 平成24年3月31日
- ④ 効力発生日 平成24年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 2,705,336千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 21,800円
- ④ 基準日 平成25年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成25年6月25日

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 2,705,336千円
- ② 1株当たり配当額 21,800円
- ③ 基準日 平成25年3月31日
- ④ 効力発生日 平成25年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 3,375,465千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 27,200円
- ④ 基準日 平成26年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成26年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

### 第28期（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	22,261,065	22,261,065	—
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	4,489,181	4,489,181	—
(4) 長期性預金	3,500,000	3,505,795	5,795
(5) 投資有価証券	15,650,417	15,650,417	—
資産計	53,900,663	53,906,459	5,795
(1) 未払手数料	1,761,746	1,761,746	—
(2) 未払法人税等	1,686,070	1,686,070	—
負債計	3,447,816	3,447,816	—

### 第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	33,576,940	33,576,940	—
(2) 有価証券	120,983	120,983	—
(3) 未収委託者報酬	6,895,748	6,895,748	—
(4) 長期性預金	—	—	—
(5) 投資有価証券	19,332,021	19,332,021	—
資産計	59,925,694	59,925,694	—
(1) 未払手数料	2,914,613	2,914,613	—
(2) 未払法人税等	2,228,949	2,228,949	—
負債計	5,143,563	5,143,563	—

### （注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

#### (5) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

#### 負 債

#### (1) 未払手数料、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第28期 (平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,261,065	—	—	—
未収委託者報酬	4,489,181	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	—	—	—
投資信託	—	4,150,204	2,167,462	2,151,428
長期性預金	—	3,500,000	—	—
合計	34,750,246	7,650,204	2,167,462	2,151,428

第29期 (平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	33,576,940	—	—	—
未収委託者報酬	6,895,748	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	—	—	—	—
投資信託	120,983	3,103,140	6,128,025	1,408,595
長期性預金	—	—	—	—
合計	40,593,672	3,103,140	6,128,025	1,408,595

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式 (当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。



## 2. その他有価証券

第28期（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	12,625,086	10,181,990	2,443,096
	小計	12,625,086	10,181,990	2,443,096
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,025,331	3,033,767	△8,436
	小計	3,025,331	3,033,767	△8,436
合計		15,650,417	13,215,757	2,434,660

第29期（平成26年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	16,263,940	13,940,367	2,323,572
	小計	16,263,940	13,940,367	2,323,572
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,189,065	3,212,015	△22,950
	小計	3,189,065	3,212,015	△22,950
合計		19,453,005	17,152,382	2,300,622

## 3. 売却したその他有価証券

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	7,033,368	334,775	32,155
合計	7,033,368	334,775	32,155

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,836,955	767,140	49,266
合計	3,836,955	767,140	49,266

(デリバティブ取引関係)  
重要な取引はありません。

(退職給付関係)

第28期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務(千円)	△382,988
(2) 年金資産(千円)	143,462
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△239,525
(4) 未認識数理計算上の差異(千円)	119,749
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	△119,776
(6) 退職給付引当金(千円)	△119,776

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(千円)	26,748
(2) 利息費用(千円)	7,087
(3) 期待運用収益(千円)	△2,984
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(千円)	27,653
(5) その他(千円)	104,146
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)(千円)	162,650

(注) 「(5)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

1.5%

(3) 期待運用収益率

1.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

8年(各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。)

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	382,988千円
勤務費用	425
利息費用	5,724
数理計算上の差異の発生額	△432
退職給付の支払額	△75,066
退職給付債務の期末残高	313,639

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	143,462千円
期待運用収益	2,151
数理計算上の差異の発生額	3,824
事業主からの拠出額	88,833
退職給付の支払額	△75,066
年金資産の期末残高	163,205

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	311,889千円
年金資産	△163,205
	148,683
非積立型制度の退職給付債務	1,750
未認識数理計算上の差異	4,257
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690
退職給付引当金	154,690
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	425千円
利息費用	5,724
期待運用収益	△2,151
数理計算上の差異の費用処理額	119,749
その他	25,147
確定給付制度に係る退職給付費用	148,895

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	31.1%
株式	13.1
その他	55.8
合計	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5%

長期期待運用収益率 1.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は107,397千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	542,460 千円	527,037 千円
投資有価証券評価損	226,404	42,394
ゴルフ会員権評価損	8,505	8,505
未払事業税	140,336	154,726
賞与引当金	225,779	208,836
役員退職慰労引当金	23,202	22,453
退職給付引当金	45,495	55,131
減価償却超過額	10,083	10,659
委託者報酬	124,166	136,745
長期差入保証金	26,203	30,510
時効後支払損引当金	71,948	80,592
その他	48,666	41,232
繰延税金資産 小計	1,493,253	1,318,825
評価性引当額	△704,932	△542,145
繰延税金資産 合計	788,320	776,680
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△637,305	△631,455
その他	—	△1
繰延税金負債 合計	△637,305	△631,456
繰延税金資産の純額	151,015	145,223

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が29,724千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が29,724千円増加しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）  
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,556,241 千円	未払手数料	324,725 千円	
							事務所の賃借	事務所賃借料	671,086 千円	長期差入保証金	812,027 千円
							投資の助言	投資助言料	167,142 千円	未払費用	85,301 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,674,726 千円	未払手数料	602,382 千円	
							取引銀行	譲渡性預金の預入	30,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	5,170 千円	未収収益	717 千円
								マルチユーラブル預金の預入	5,500,000 千円	現金及び預金	10,500,000 千円
										長期性預金	3,500,000 千円
			マルチユーラブル預金に係る受取利息	24,246 千円	未収収益	2,301 千円					

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,507,475 千円	未払手数料	476,882 千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	671,086 千円	長期差入保証金	799,941 千円
						投資の助言	投資助言料	190,144 千円	未払費用	99,131 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,135,270 千円	未払手数料	1,325,565 千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	14,000,000 千円		
							譲渡性預金に係る受取利息	2,051 千円		
							マルチコラブル預金の預入	6,500,000 千円	現金及び預金	10,000,000 千円
		マルチコラブル預金に係る受取利息	16,775 千円	未収収益	646 千円					

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。



## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,513,173 千円	未払手数料	321,822 千円

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,638,642 千円	未払手数料	544,991 千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	411,339.33円	442,738.63円
1株当たり当期純利益金額	43,547.22円	54,232.25円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	5,404,123	6,730,113
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	5,404,123	6,730,113
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### ②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

#### 2．運用方法

##### (1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

主として証券投資信託であるモルガン・スタンレー 新興国現地通貨建て債券ファンド F（適格機関投資家専用）およびマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資を通じて、新興国の債券に実質的な投資を行います。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により上記のような運用を行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

#### 3．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定した分配をめざします。ただし、毎年6月・12月の計算期末には、上記安定分配相当額のほか、上記の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。なお、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## 追加型証券投資信託

### 『三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)』約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

#### (信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

#### (信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

#### (信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成34年6月10日まで、または第38条第8項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

#### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

#### (当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### (受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

#### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。))ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第

11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとし  
ます。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株  
引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きま  
す。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行  
信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等へ  
の投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債  
券借入れ）に限り行うことができます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取  
引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みま  
す。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除き  
ます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信  
託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、  
信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先  
およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に定める資産  
への投資等を行うことができます。

前項の取扱いは、第20条、第25条から第27条における委託者の指図による取引について  
も同様とします。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、そ  
の指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることが  
できます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、  
担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内と  
します。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産  
の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当す  
る借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定  
める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の  
利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認



められること

3．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限りません。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1．信託財産の保存に係る業務

2．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

## 第22条 削除

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくはは受益者

への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

( 損益の帰属 )

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

( 受託者による資金立替え )

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

( 信託の計算期間 )

第30条 この信託の計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成19年8月14日から平成19年11月12日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

( 信託財産に関する報告 )

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

( 信託事務の諸費用および監査報酬 )

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

( 信託報酬等 )

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

( 収益の分配 )

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立

金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

( 収益分配金および償還金の時効 )

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

( 信託契約の一部解約 )

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、

委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとし、

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第2項から第6項の規定にしたがい、

( 信託契約の解約 )

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異

議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付し

たときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am.mufg.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 この約款において「短期社債等」とは、社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

信託契約締結日 平成19年8月14日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

2. 約款17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託[モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関  
投資家専用)]

親投資信託[マネー・マーケット・マザーファンド]



三菱UFJ投信オフィシャルサイト  
<http://www.am.mufg.jp/>



三菱UFJ投信より  
基準価額・分配金をメール配信  
<http://k.m-muam.jp/a/1/3>

\*メール配信は設定日より開始します。  
\*メール配信対象外ファンドもあります。

